

# 平成18年3回三笠市議会定例会

平成18年9月22日(第2日目)

## 議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
  - (1) 議会事務報告
  - (2) 教育委員会審議事項報告
  - (3) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 散会宣告

## 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 諸般報告について(議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告)     |
| 日程第 2 |        | 一般質問                                    |
| 日程第 3 |        | 例月出納検査の実施結果報告について(監報第3号)                |
| 日程第 4 |        | 報告第17号から報告第19号までについて                    |
| 日程第 5 | 報告第20号 | まちづくり活性化調査特別委員会報告について                   |
| 日程第 6 | 報告第21号 | 三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の専決処分について           |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 三笠市国民保護対策本部等条例の制定について                   |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 三笠市災害等の減免等条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第10 | 議案第49号 | 三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第11 | 議案第50号 | 三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第13 | 議案第52号 | 三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第14 | 議案第53号 | 三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について            |

- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号、議案第 5 7 号について
- 日程第 1 8 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度三笠市一般会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 1 9 議案第 5 9 号 平成 1 8 年度三笠市一般会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 2 0 議案第 6 0 号 平成 1 8 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 2 1 議案第 6 1 号 平成 1 8 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 2 2 議案第 6 2 号 平成 1 8 年度三笠市水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 2 3 議案第 6 3 号 土地の取得について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 6 6 号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号について（委報第 5 号）

出席議員(14名)

議 長	9 番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6 番	田 中 茉莉子 氏
	2 番	齊 藤 勲 氏		3 番	齊 藤 且 氏
	4 番	佐 藤 孝 治 氏		5 番	儀 惣 淳 一 氏
	7 番	藤 浪 成 憲 氏		8 番	高 橋 守 氏
	1 0 番	猿 田 重 夫 氏		1 1 番	谷 津 邦 夫 氏
	1 3 番	森 田 三 男 氏		1 4 番	熊 谷 進 氏
	1 5 番	岩 崎 賢 治 氏		1 6 番	阿 部 進 氏

欠席議員(0名)

説明員

市 長	小 林 和 男 氏	助 役	西 村 和 義 氏
企画総務部長	森 原 裕 氏	企画振興課長	富 樫 誠 氏
総務課長	澤 上 弘 一 氏	総務課主幹	松 浦 基 晴 氏
財務課長	磯 瀬 孝 氏	納税課長	土 岐 学 氏
環境福祉部長	黒 田 憲 治 氏	市民生活課長・ 選管事務局長	内 田 克 広 氏

福祉事務所長	阿部弘之氏	保健福祉課長	永田徹氏
経済建設部長	西城賢策氏	建設管理課長	北山一幸氏
建設課長	中沢敏男氏	水道課長	作佐部盛秀氏
教育委員長	大野政行氏	教育長	富樫繁樹氏
教育次長	吉田正幸氏	学校教育課長	中村正法氏
社会教育課長	田中哲也氏	病院事務局長	深田智明氏
病院管理課長	佐藤健治氏	消防長	富田照男氏
署長兼	辻道元信氏	消防課長	石岡竹志氏
総務予防課長			
生活安全センター長	西原淳志氏	監査委員	宇野政美氏
監査委員事務局長	栗山俊彰氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号市長行動報告についてであります。

まず一つ目は、主要道道岩見沢三笠線（西桂沢から国道452号交点）までの整備に関するお願いをしたところでございます。御承知のように、この時期にこうした行動を起こしたのは、桂沢の副道のところで、千葉県から来ておりました観光客が通行時に対向車と衝突して、2名の負傷者と2名の死亡者を出すという非常に大きな事故がございました。この副道のところにつきましては、過去にもこの副道ができてから16件ほど事故があそこの中で起きて、大きなけがをなさったりした部分がございます、何とか一刻も早くそうした事故のないようにということで、そこに記載されておりますように、札幌土木現業所岩見沢出張所長、また札幌土木現業所長、それからまた道議会に赴きまして、釣部道議にもお願いいたしました。あわせて、北海道開発建設部にも行きまして、要請とあわせて、現在、道道の新しい路線について速やかに当初の計画どおり遂行していただくように、あわせてお願い申し上げてきたところでございます。

続きまして、空知産炭地域総合発展基金の問題の解決に関する要請ということで、御承知のように、6月22日にこの発展基金の取り崩し借入に関する事で大きく新聞に取り上げられておりました以来、これに関するいろいろな5市1町とし、対北海道、それからまた国、それから各空知から出ております国会の先生方、また北海道から出ております国会議員の方々も含めまして、各政党並びに経済産業省及び総務省、財務省等に陳情したことを順次日にちを追って、そこに記載されている内容で行ってきたところでございます。逐一の問題については、省略させていただきますが、最終的には昨日5市1町、北海道知事を含めまして、政府与党であります自由民主党の武部幹事長、その後、経済産業省の二階大臣、それから望月エネルギー庁長官、それからまた北畠事務次官等にお会いし、最後には公明党の冬柴幹事長にもお会いして、この問題について何とか決着をしていただきたいということをお願いしてきたところでございます。現時点では、まだ非常に財務省がかたくなにこの部分について、基金の取り崩しについては、本来その用途についての目的がはっきりした上で、国会で決定してきた内容なので、これらについては非常に難しいという非常にかたい状況にありまして、石炭問題の所管であります二階大臣ももう少し退任と、任期満了ということが迫っている中で、自分の任期中に何とか努力したいというようなお話がございまして、ここ四、五日が大詰め段階ではないかと、このように考えているところでございます。いずれにしても、御承知のように、この発展基金については50億円の部分、つまり旧基金の部分、それから45億円の新基金の部分について、45億円については、御承知のように、新しい産業を生み出すための支援という目的がはっきりしておりますし、また旧基金50億円につきましては、その目的が地域振興をはじめ、基盤整備ということで、その益金を持ってやるということでありますから、それを取り崩すということになると、また新たなそのものを決めていかなければならないということで、ここ数日が山場だというふうなことでございました。

いずれにいたしましても、それぞれ関係者の皆さん方、一生懸命頑張っていきたいということで、協力をしていただいたところでございます。なお、自民党の幹事長にお会いしたときもそうではありますが、経済産業省、それからエネ庁等につきまして、あるいはまた公明党の冬柴幹事長にお会いしたときには、それぞれ北海道のそれぞれの政党、特に自民党の場合は地元選出の釣部道議も参加していただきましたし、また北海道選出の自民党の代議士であります飯島代議士あるいはまたその他としては石崎代議士等も参加していただきましたし、また国会議員としてはたくさんの方の応援をいただいたところでございます。また、公明党の場合は道議会、この空知から出ております稲津道議についても出ていただきましたし、また参議院議員の先生も風間参議院議員も同席していただきまして、それぞれ御支援いただいたことを改めてこの席をかりてお礼を申し上げたい、このように思っているところでございます。

次に、石狩川水系の幾春別川総合開発事業について、特に現在新桂沢ダム建設に向けて、そのための本体着工に向けてのいろいろな作業をなさっているわけでありましてけれど

も、一刻も早く完成するようというので、幾春別川総合開発促進期成会として、岩見沢市長、それから桂沢水道企業団の企業長等を含めまして、期成会としての陳情を7月14日行ったところでございます。それに対して、まず石狩川開発建設部の神保建設部長の方からは、これはもう今までおくれた内容を一刻も早く完成に向けてやっていきたいというようなことで、私たちが頑張っていきたいという、非常に温かいお話をいただきました。あわせて北海道開発局長の方にも同趣旨でお願いいたしたところでございます。非常に財政的には厳しい状況でありますけれども、このダムについては北海道で最初の多目的ダムであるということとあわせて、最近の異常気象等を考えると、いろんな防災上の問題があるので、一刻も早く私たちが完成するように努力していきたいと。ぜひ、期成会としても、中央に向けて努力いただきたいというお話をいただきました。

それを受けまして、7月27日に国土交通省の北海道局長、それから河川局長、それから北海道選出の各国会議員、それぞれ政党の国会議員のところに行ってまいりました。いずれも私どもの要請については十分理解をいただいているので、北海道局としても、あるいは国土交通省の河川局としても努力していきたいと、そういうお話があったところであります。

それからその後、7月19日の日に空知地方の開発予算に関する要望ということで、北海道、それから北海道経済産業局、それから中小企業整備機構の北海道支部等に赴きました。これについては、北海道の方については、管内の各市町村長が中心になって行ったわけではありますが、その後は大変な人数ですので、五つの班に分かれまして、それぞれその市町村の主な関係先に回ったところでございます。三笠市は御承知のように、この空知総合開発基金の問題もございましたものですから、5市1町が一つの班として経済産業局や中小企業基盤整備機構等について赴きまして、そこに記載されているような内容で要請を行ったところであります。

あわせて、7月28日は同じ空知地方総合開発期成会として東京に赴きまして、経済産業省の資源エネルギー庁石炭課長、それから中小企業基盤整備機構、それから東日本高速道路等につきましても、これも班編成で行いまして、それぞれ要請したところであります。なお、この部分につきまして、特に今年度は、私ども三笠市からお願いしております北海道の空知炭田に埋蔵している石炭を、新エネルギーを求めるという視点から、今、温暖化の原因になっている二酸化炭素を石炭層に封じ込めることによって、メタンを取り出すというような方法は、もう現在、通産省あるいは環境庁を含めて、いろいろ研究されているわけではありますが、これらを何とか国の研究施設を、ぜひ空知の埋蔵量を持っている石炭を活用する、そういう研究施設を三笠市に要請していただきたいという私どもの要求に対して、空知としてもこの問題は極めて重要だという立場から取り上げていただきまして、旧産炭地の再び産業を、新しい石炭を使った新しい産業を興していくということで、お願いいたしたところございまして、今回改めて取り上げていただいたことにつきまして、御報告させていただきたいと思っております。

それから、同じく8月30日でありますけれども、空知地方開発予算案につきまして、これは私は行けなかったものですから、私にかわって期成会に助役に参加していただいたところでございます。

次は、同じく8月31日空知地方総合開発期成会として、これは栗山であった会議でありまして、ここでいろいろ農業の問題等について要請をいたしたところでございます。特に中川農林水産大臣は、この農業問題について現在大きな課題になっております品目横断的経営安定対策の充実ということについて、特にやる気のある、あるいは能力のある農家について所得保障をするという視点で、それは当然消費者のニーズにこたえるものであって、そういう方向でこれらの問題に持っていきたいと、こういうふうなことで、農家の方々の一層の努力あるいはやる気を期待した発言が、特に印象深く持っているところでございます。

その次、8月7日に民主党北海道の道政懇話会がございまして、これに私が参加させておりまして、そこに記載している内容等をお願いしたところでございます。

続いて、8月21日、今度は自由民主党の北海道第10区選挙区移動政調会がございまして、これにつきましても、そこに記載されている内容についてお願いしたところでございます。

以上が、報告第1号になります。

続いて、報告第2号についての人事発令でありますけれども、7月31日付でお医者さんの退職、それからあわせて8月1日での内科医の採用、それから看護師の8月31日付の退職、それから9月5日付の人事異動を行ったところであります。中身は記載されているとおりであります。

続きまして、報告第3号について御報告を申し上げたいと思っております。

まず、三笠市の市工事の問題であります。そこに記載されておりますように、4件ございます。

まず一つは、三笠市街31号線道路改良工事であります。これはそこに記載してありますように、若松町、堤町、多賀町にまたがっているところの道路改良工事でありまして、ちょうど場所は三笠山橋をこちらに向かって渡って、すぐ左に曲がったところ、岬の振興公社の横のところから真っすぐ堤町に向かっていただいております。全長が698メートル、その工事内容については、道路改良、土砂掘削、それから路盤工、舗装工、縁石工等を含めまして、工事請負についてはそこに記載されている業者であります。

続いて、三笠市街34号線道路改良工事、これは若松町のところでありまして、ちょうど中央バスの車庫がありますが、あそこのところから万松院のお寺の方に抜ける道路であります。これにつきましても、先ほど申し上げたような内容で行いました。

続いて、3番目の三笠市街15号線道路改良工事、これも若松町であります。ここはちょうど若松の児童公園があるところを、今度は今まで横でしたけれども、縦といたします。保育所のある方に向かった公園の横の道路であります。全長は196メートルという

ことであります。

次が、公共下水道事業と管渠新設工事でありまして、これは若松町のところで、今度若松町の児童公園の反対側といいますが、多賀町寄りの方の部分と、それから保育所の横の部分、この2カ所がなっております。

以上が、市工事についてであります。

続いて、北海道工事について御説明申し上げます。

北海道工事につきましては6件あります。

まず一つは、岩見沢三笠線の舗装工事のところでございますけれども、これは桂沢のところでございます、一つは副道のところ、先ほど申し上げましたように、今回死亡事故があったというようなことから、あそこの中央ラインを車が乗っかるとすごい振動が出るというのですか、そういうふうに全部張りかえると言った方が正しいのでしょうか、そういう工事がございました。これは長さが2,534メートルという工事、それからもう一カ所は12号線から道道岩見沢入るあそこに光永商店があるのですけれども、あそこから岡山の三栗線の交差点まで、あそこのところまでのこれも中央ラインがセンターラインを超えるのを防ぐというのですか、予防するというのですか、そういう工事がありました。その工事であります。

それから次、岩見沢三笠線災害防除工事、これは次のちょうど桂沢ホテルに入るところの左側の山側の方に、既に土砂崩れを防ぐためのアンカーなんかも打ってあるわけですが、その続き、あそこのホテル入るところからもうちょっと行ったところ、そのところにアンカーを打ち込むと。約35本打ち込むということであります。

次、三つ目は幾春別地すべり対策工事でありますけれども、これは旧幾春別小学校の裏山のところでございます、御承知のように、ここに集水、つまり地下水を集める井戸と、それからそこに誘導する横ボーリング4カ所をつけるということであります。

それから次、4番目は岩見沢三笠線凍雪害防止工事2工区と、これありますが、いわゆる道道の岩見沢幾春別までの部分で、現在弥生の、今幾春別小学校になっていますけれども、あの坂の上から花園町の横といいますが、弥生市街、坂を乗り切ったところのちょうど元交番あったところまでの道路を新しく延長線として同じようにつくっていくという工事であります。

それから次、五つ目はこれは舗装工事でありますけれども、場所は萱野唐松のところ、萱野唐松というのは、ちょうど三栗線の今長内さんがやっているデイサービスのあそこからずっと山の方ずっと通って春光町のところまで、そこまでの工事であります。これは何の工事かといいますが、ランブルストリップスとかという、何かわかりませんが、要するに中央ラインというのですか、あそこで追い越ししたりするとがたがたという、さっき言った桂沢の部分と同じような中身なようでありまして、あそこは1カ所を除いて全部追い越し禁止になっていますよね。それは両方ともそういうふうにして、要するに片側1車線ですが、幅が狭いということで、対向車線の方にはみ出すことが多いのだそうで



す。それを何とか運転している方が気がつくようにということで、そういう片仮名の長い名前のものが用意されたようであります。これは非常に全長がかなり長いところであります。

最後に、6番目、これは幌内の本沢、ちょうどズリ山の裏の方に池があります。あの後ろの方に道有林があるのだそうです。そこに行くための林道の整備ということになります。これらについてそれぞれ今回道の工事として四つございますが、まず一番最初にありました岡山、桂沢の部分については、指名業者は七つありまして、これは日本道路が落札いたしております。それから、2番目の災害防除工事、ホテルのところでありましてのり面の部分のアンカー打ち込みでありますけれども、これは8業者がありまして、田端本堂カンパニーが落札いたしております。それから、三つ目の幾春別の地すべり工事についてですけれども、これは7社、これも田端本堂が落札いたしております。それから、弥生の道路の部分について、これは全部で16社がありまして、岩見沢の北立という株式会社北立という業者が落札、それから丸庭佐藤の共同企業体と申しますか、ジョイントを組んで行ってございます。次、5番目の部分につきましては、これは三笠の業者はございません。ほかの業者が4社ありまして美唄の北有建設が落札と。それから最後の林道の工事につきましては、これは2社ありまして、堀川林業が落札。

以上が、道の工事であります。

それから次に、国の工事でありまして、5件ございます。

第1点目の一番目のダム取水設備仮設棧橋、いわゆる取水塔を建てるための大型トラックがなるようにということで、管理事務所側の縁から湖の方に向かってダンプが入り込めるようにする工事でありまして、これは3億3,600万円という大型工事でございます。ここにつきましても、これは非常に大きな工事でありまして、三笠の業者はちょっと入ることができないようであります。全部で清水建設以下7社がありまして、最終的にはりんかい日産建設という会社が落札いたしております。

それから、現在、空知中央地区の市来知幹線用水路がございます。これは場所が本郷町からのところをはじめ、たくさんあるわけでありましてけれども、まず三笠小学校前のところ、いろいろなサイホン接続工とか、あるいは護岸撤去工とか、それから管水路とか落差工とか、合計にしますと5カ所あるわけでありましてけれども、これはいずれも市来知幹線用水路の工事でありまして、これらについては今申し上げたようにございまして、これはそこに書いているように、これは三笠の業者は加盟しておりませんが、そういうふうに落札いたしております。

それから、5番目も同じく幹線道路でございまして、これは2社ということになります。

それから、最後の6番目の国道4号に桂沢ののり面の部分でありますけれども、これはちょうど三タトンネルの付近、いつものことなのですけれども、あそこも常にがけ崩れが起きているというようなことで、その補修工事でございます。

以上、国の工事は5件であります。

以上で、工事関係については終わらせていただきたいと思います。

続いて、報告第6号の第5回三笠北海盆おどりについてであります。これは市民の皆さん方の大変な御協力、そしてまた、ことしは第5回ということとあわせて三笠のまちが誕生して125年、市制施行50年という意味合いを込めまして、ことしは北海道知事を含めて参加していただくように要請いたしました。また、市内の各企業、また団体、そして多くの市民の皆さん方の参加をいただきまして、非常に盛大にやることができました。来賓としてお招きした方々もたくさん来てまいりましたし、また15日には郷土芸能発表会あるいは子ども北海盆おどり、納涼花火大会、それから大人の盆おどり、仮装大会等含めまして、非常にたくさんの方々、特に実行委員会の方々につきましては、大変な御苦労をおかけいたしました。過日も北海道知事にお礼に行きましたところ、すばらしい盆おどり、私の経験の中では一番すばらしい盆おどりであったというふうに、高橋知事からもお褒めの言葉をいただきまして、これからも私たちの三笠の唯一の郷土芸能として、これからも大切にして三笠の文化遺産として、今後とも取り上げていきたいと思っております。これに際して、議員各位の皆さん方には、本当に積極的に参加し、あるいは協力をいただきまして、心から感謝を申し上げまして、以上で報告6件について終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

初めに、報告第1号、企画総務部関係について。

高橋議員。

8番（高橋 守氏） 市長におきましては、この期間、本当に三笠の存亡にかかわる、また三笠の自立をよりいい形のものにしていくために、最低必要であろうという部門の中に、陳情等々に一生懸命やっていただいたことに対しまして、まずお礼を申し上げるところでございますけれども、産炭地の基金については、今後の特別委員会の中で市長も御出席されるということでございますので、そのときに触れさせていただきたいと思っておりますけれども、備荒資金の部分については、ただ、先ほど言った三笠の自立をより確実なものにしていくという中に農業に関する事、また三笠の高校に関する事、また桂沢のダムが今後どうなっていくのか、その部分を含めて、本当に三笠にとって貴重な部分、大切な部分が今回多く要請されてきたと思っております。その中で、桂沢のダムについての今後の経緯、また今後の方向というものが新たに見えてきた部分があれば、また詳しい御報告をしていただきたいという部分と、三笠高校の部分についても、もしあれば教えていただきたい。

また、農業の問題についてこの品目横断的経営対策というのは、先ほど市長が言われたとおり、やる気のある農家の方にできる限り国は支援して自給率を高め、安全で安心した食糧を国民の皆さんに供給していきたいという、その方向というのは間違っていないと思っております。ただ、やる気のある農業者というもののラインをどこで引くかという

ことが問題でありまして、それぞれ地域、北海道なら北海道、本州なら本州、また北海道の中でも三笠はどういう農業がやる気がある農業なのかというものの位置づけがきちっとされていないのではないかと。ただ、面積要綱だとか、そういうものだけで割り切れるものではないという部分があります。三笠の特徴を持った農業をやっている方だって、それはやる気を持ってやっているわけですから、その辺のものを、これにも書いてありますように、充実という部分からいきますと、この辺のラインをきちっとやっぱり各地方自治に任せるといふ部分も国としてあってはいいのではないかと考えておりますし、緩和する部分があってもいいのではないかと考えております。そのようなお話がされたのか、その経過等々もまずお聞かせ願えればと思っております。よろしく申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 基本的な考え方だけ私の方から申し上げて、細かいことは所管の方がもしあれば、お答えさせますから。

まず一つは、ダムのことですけれども、御承知のように、まだ取水塔を建てまして、そこから飲料水、それからかんがい用水、すべての水を一たん今ダムの堤体の中にそのパイプが入っているものですから、その堤体をふさいでしまうものですから、山のトンネルを掘ってそちに水を流すと。そのための取水塔を建てると。その工事にあとことし除いて約2年ぐらいかかるそうです。そうしますと、それができ上がって、トンネルが完成すれば、飲料水やなんかは今の堤体とは関係なく出すということですから、今のところは予定としては平成21年に本体着工ということで、国土交通省、北海道開発局の方では考えているようであります。私どもとしては、何とか一刻も早く棧橋はことしだけで全部できるわけではないのですけれども、来年はできたら棧橋とあわせてパイプを全部打ち込んで、取水塔をつくるのだそうです。非常に大きな水圧もかかりますから、それで中の土砂を全部取り出して、それでコンクリで固めると、こういうことのようにありますから、できるだけ現代のすばらしい土木技術あるいは建築技術を使えば、一日も早くできるだろうし、本体着工も完成まで3年とか4年とかと言っていますけれども、それもできるだけ早くできるようにということで、お願いしているところでございます。

それから、三笠高校の問題については、もう御承知のように、全道的にどんどんどんどん児童生徒数が減ってきているという状況の中で、いわゆる高校教育の効率化を図っていくという道の方針に基づきまして、これから具体的に再編成計画を立てて、道議会の方に出したわけでありまして、道議会の方ではもっと地元の意見を聞くべきだということがございまして、現在その部分ではストップしております、近々空知管内でのまた各市町村から意見を聞くということになっているのですけれども、いろいろ話を聞いてみますと、そこに参加する委員も、今までは各市町村の首長なり、地元のPTAの代表とか、あるいは学校の校長とかというふうに、すべて網羅した意見を聞く会だったので、今回、道議会から指摘された部分でやる部分については、もう人数もごく一部ということで、例えば空知、この南学区については、各行政機関から2人とか、あるいはPTA

も連合PTAからの代表だけだとか、教育関係者からも何ぼとかと非常に枠がありまして、つまりそのことを裏返して言えば、今の道教委の案をそのまま進めていくというようなことになるのではないかというふうに、実は危惧いたしております、過日も先月でありますけれども、高校問題対策協議会、三笠の会議を開きまして、いつでも情勢の変化に対応できるように、即行動できる体制をお互いに進めていきたいと思いますということで意思確認をいたしまして、いざ何かあるときについては、例えば要請とか陳情とか、そういったことも即できるような体制づくりをこの間したところでございます。

ただ、現実問題として、三笠の子供たちが三笠高校に行っていないという、この厳しい現実があるわけでありまして、そういった中で今後私どもとしても高校の存続に向けて、実質的にどうすることが一番いいのかという、今までの既成の概念だけではなく、学科転換をということで私ども要求してきたのですけれども、道教委は学科転換を認めないということでありまして、しかしここに至っては新しい学科ということも求めていってもいいのではないかというようなことも含めながら、対応を早急に取りまとめていきたいというふうに思っています。いずれにしても、非常に客観的に見ても厳しい状況にあるということだけは申し述べていきたいと思っております。

それから、農業の問題についてやる気のあるという言葉は、実は中川農林大臣が言ったことで、これは北海道の中でも地域差がございまして、例えば十勝のように非常に大規模農業、少なくとも50ヘクタールとか60ヘクタールの面積を持っている、そういう地域と、まだ10ヘクタールとか20ヘクタールという規模のところとさまざまあるわけですが、この国際競争の中で勝っていくためには、やはりそうした農業の先々を見ながら、そして国は日本の国の自給率をもっと5%ぐらい上げようというふうな計画を持っているわけでありまして、そんなことで農水大臣という思いがあって、南空知の農家の人に言うという意味で、ああいう表現の仕方をしたのかなと思っております。ただ、やる気あるかないかということの具体的な尺度は、どうなのかということについては、現実の問題についてはまだ具体的には私どものところには聞いておりません。こういった問題についても、今後とも農民関係者の団体の皆様とも含めながら、行政と農業者と一体的に取り組んでいきたいと、このように基本的には考えているところでございます。なお、細かいことがありましたら、所管の方から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 市長、申し上げたとおり、21年段階からダムについては本体掘削に入るだろうということでございますので、我々としてはそのところがたがが緩まないように、しっかりまた陳情行動、市長にもよろしくお願ひ申し上げながら、取り進めてまいりたいというふうに考えてございまして、これがそのとおりに進みますと、今のところ、平成26年試験湛水、27年に完成予定ということでございます。これは桂沢のスケジュールでございまして、ぼんべつにつきましても、それらの予定に合わせて2

7年度完成ということで、両ダムを27年度に完成をさせたいということで、現在取り進めていただいているということでございまして、現状事業費ベースで申し上げますと、約38%の進捗率ということでございます。

それから、最後にありました品目横断の関係ですが、認定農業者と、いわゆる農業の担い手の方々との関連も強くございますけれども、私ども最後に市長申し上げましたところ、私どもだけで農業の問題は解決する問題ではないいつも思っておりますので、農業関係の方々とはよくお話し合いをしながら、また従来からもこの充実ということについては言われてきたことですから、少しでも北海道の農業に合った形にさせていただくということについては、機会をとらまえて要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） まず、ダムのことについては、一定の今後の方向というのが見えてきているわけでございますけれども、今の北海道の経済状況をかんがみただ中で、これからの利水というものだけを見ますと、確かにふえていく要素というのは今の現段階少ないのだろうと。石狩湾新港にしても、まだ開発途中であるという部分もありますし、あそこがすべて埋まった時点における利水というのがどれだけあるのかということも、また見直されるべき部分なのかなと。これは三笠市ができる部分ではないと思いますけれども、そういう中で日々方向が変わっていく可能性がある。だからといって、三笠が今そのダムについてこの計画を変えていただいたら困るという、そのたがだけは絶対締めていかなければいけない。また、利水だけではなく、先ほど市長が言われた治水というものが、今後本当に気象の関係の中で、本当に大変なことになっていく可能性があるという部分があります。大雨、突然の豪雨というものが、本州等々各地ひどい災害が起きている。そのことが北海道でも起き得ないということはありません。その中でダムの必要性というものを、利水以上に治水というものを重点にお願いをしていく必要があるのではないかと考えておりますので、その辺も含めて今後の市長の陳情等々に、なお力を入れていただければなと思っております。

また、三笠高校のことについては、これは全国的に、全道的に少子化で子供の数が少なくなっているということで、学校が結果として多くなってしまったということでございます。空知管内については、特に炭鉱閉山後いつきの半分以下に人口が減っているという中では、空知管内なかなか難しいのであろうと、高齢化も進んでいるということでございます。ただ、三笠にとって三笠高校がどういう位置を占めて、どういう意味を持って必要かということが、明確にやっぱり訴えていかなければいけないのだと思っております。特にこれはそれぞれの親、子供の選択ですから、三笠に住んでいる子は三笠高校に行くことを強制できるものではありませんけれども、より高度なより充実した教育がそこで受けられるのであれば、そのものを最大限の選択肢としていただくことが、市民を挙げての三笠高校を守る第一歩であるのではないかと考えております。そういうことも

含めて、検討をしていく必要があるのかなと。

また、この資源のない三笠、また資源があっても石炭として使われなくなった三笠にとって、今、三笠をより発展させていくためには、人材を確保していく、人材を育成していくという部分から、そのまちに高校がないというのは、やっぱり情けない話になっていくということを思っております。そういう部分からも、いかに三笠高校が三笠にとって必要なのかというものを市民を挙げて、市民を巻き込んでいろんな議論をして、道の方に要請を続けていっていただきたいと。これも市長に再度お願いということになりまして、大変申しわけないですが、そういう形しか今の段階ないのかなと、私自身は思っております。

それと、品目横断については、やる気のある、やる気のないというのは、これは非常に難しいところなのですが、皆さん少なくともそれで農業者生活をしているわけですが、やる気のない形ではなかなか生活できる職業ではない。ただ、そのラインが国際競争に、また国内競争に、また産地間競争に勝ち得るだけの産地であるかどうかというものに、一生懸命頑張っていかなければいけないのではないかと考えています。自給率を少しでも上げるといふ国の方向にかんがみれば、よりそのラインにかかわるかかわらないかという生産者、農家の人を救っていかなければ自給率の向上なんていうのは、決してあり得ない。一人の農家の人は何ぼ頑張っても限度があるというのが農業の特性だと思っておりますので、そのラインというものを、その土地の状況に合った、その地域の状況に合ったラインを引いていただいて、そこで最大限の努力をしていただくということが今後必要だと思っておりますので、そのラインの引き方については、各地方自治で決められるようなことを国も考えていただきたいということを要請していただければなと思っております。

最後になりますけれども、農地・水・環境保全向上活動支援については、これは6月定例で私若干通告させていただいたことだと思っております。これについては、市として排水等々の整備をしなければいけない部分については、この事業に乗っかって進めていくことが可能であれば進めていったら安い金額でできるのではないかということを通告を言わせていただきましたけれども、そのことをできるだけ早い時期に積み上げていただいて、ただこれは市の持ち出しが4分の1あるということが必要なかどうかということも、国に言っていく必要があるのではないかと考えています。国がその国土の保全のためにその水環境等々を保全していくということに対して、市町村もその負担をしなければいけないということでも、私はないと思っておりますので、その部分を4分の1、絶対市町村が負担しなければこの事業はできないということについても、また道が4分の1、その部分についても、そうではない、半分の事業でできる、国だけの事業でできる部分はさせていただかないかということの要請も必要なのではないかと考えております。その辺の市長の考え方があれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 高校問題につきましては、今御指摘のあったことも含めまして、

これからもやっぱり対応といいますか、道教委との間のいろいろな問題について努力していききたいというふうに思っております。

ただ、今御指摘のありました農地・水・農村環境保全向上活動という部分についていろいろありまして、これは御承知のように、たしか18年にモデル事業として、この近辺では隣の岩見沢市がやっておりました。その結果も出ないうちに19年からやると、早く手を挙げれと。こんなことで、この間も空知管内の各首長が集まった席で、非常にやり方が乱暴だと、もう検討のしようがないと、そういうことがありました。しかし、国は何とかそれは進めたいというようなことであります。これは実は空知の発展基金のときにもお話がありまして、こういう5市1町は非常に厳しい財政事業、そういうまちの厳しい財政の状況にある市町村が支援できない。また、財政的な余力のあるまちは、4分の1ですから出しますよと。したら、同じ農業をやって、一つの政策ですべての農家の方々がそれなりの条件さえそろえば、農業に対して一定の役割を果たしていくという法の趣旨からいけば、果たしてそれでいいのかという問題もありまして、これは北海道全体もそうなのです。北海道だって4分の1負担するわけですから、その量たるものは何十億円という金額になるわけでありまして、三笠市も1,000万円以下でありますけれども、非常に厳しい財政事情の中でそれらを実現してできるのかどうかという、これまた交付税の状況等も見ながら考えなければならないと思っております。何とかできるような方向で考えたいと思っておりますけれども、これはちょっと時間をかしていただきたいというふうに思っておりますので、いずれにしても、全く私どもとして手をこまねいているわけではなくて、空知の総合開発期成会の中でも、これらの問題について何とかやってほしいということをお願いしているものですから、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

今、御指摘ありましたように、国が半分出すのですから、その半分だけでやれないのかと、どうしても市や道や都道府県や市町村が負担しなければ、この事業できないのだというのだったら、それまたおかしな話ではないかというようなことも含めて、国の補助行政のあり方ということ自体も、ひとつ地方分権の問題、税源移譲の問題、権限の移譲の問題を含めながら考えなければならないだろうというふうに思っています。いずれにしても、今のこの議会が終われば、新年の予算に早速取り組まなければならない状況でありますから、ほかの市町村、それからまた農水省の動きがどうなってくるのか、北海道の動きはどうなっているのか。北海道もこのことについては非常に財政状況厳しいものですから、国に対して50%だけいただいて、それをみんなで分けてやるという方法もあるだろうし、あるいは地域間を指定してやるだろうし、また18年度実施したものの総括というものもきちんとしなければならぬだろうしというようなことで、国の方に上げているようでありまして、それらの状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第2号、企画総務部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第3号、経済建設部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第4号、経済建設部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第5号、経済建設部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第6号、教育委員会関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

## 日程第2 一般質問

議長(扇谷知巳氏) 日程の2 一般質問を行います。

一般質問については、藤浪議員ほか3人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

7番藤浪議員、登壇質問願います。

(7番藤浪成憲氏 登壇)

7番(藤浪成憲氏) 平成18年第3回定例会に当たりまして、通告順に質問いたしますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げたいと思います。

まず初めに、滞納状況と進捗状況であります。毎日のようにやみ起債の問題が新聞紙上に書かれております。本市も空知産炭地域総合発展基金の償還に当たっては、これまで行政改革によって財源を確保することを基準として償還計画どおりに邁進してきておりました。三笠市は、将来のまちづくりを考えるための選択肢の一つとして自立を選び、改革を進めてきましたが、自立改革を進めていくために必要な一つとして、財源があると思えます。この財源を確保していくことが大切で、その一つが滞納を減らしていくということが考えられます。

日本全体の経済は緩やかにではありますが向上していると発表されていますが、石油、原油の高騰からガソリン等の石油製品が高騰してきております。財政が健全でなければ自治体はやっていかれません。本市財政も厳しく、市税等滞納問題の重要性を改めて認識せざるを得ないと思えます。納税者みずから滞納解消への努力に期待をするものでありますが、行政の方もどのような対策で減少させようと思っているのか、答弁があればお願い



申し上げたいと思います。

実際問題、職員の方々が手分けして徴収に当たっていると思いますが、ことしも道市民税が高くなってきております。どの市町村もこの滞納問題については苦慮していると考えられます。本市は早くから滞納等問題に取り組んで、市税の滞納問題解消へ努力していると思いますが、一般会計では17年度2億9,250万円の滞納があり、16年度は3億7,018万円、若干減少しておりますが、この滞納金額は多大なものであります。滞納を少なくする方法を具体的に答弁があったらと思っております。よろしく願い申し上げます。

次に、各所管の滞納であります。隣の岩見沢市では、先日新聞紙上に載っておりますけれども、水道の滞納している住宅は水道をとめるというような記事が載っております。札幌市も多くの滞納者がおりまして、これもこういう方法でとめていると聞いております。本市はどのような方法で回収するように望んでいるのか、答弁していただきたいと思っております。

また、さきの定例会に出されましたサンファームセンターの回収はどのように進んでいるのか、これも教えていただきたいと思っております。センターの使用料、電気、水道、このような滞納金額も少なくありません。そして、平成15年1月に滞納調査特別委員会が開かれました。百条委員会の滞納企業はどのような納入状況になっているのか、進んでいるのかを教えていただきたいと思っております。御答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

次に、学校校舎の利用についてであります。きょうの朝刊、道新ですが、空知版に載っておりますけれども、歴史のある三笠市立幌内小学校が来年3月末をもって閉校となり、平成19年4月から三笠市立三笠小学校への統合するということでありまして。明治15年に有志による公立幌内小学校として開校し、昭和58年に現在の位置に三笠市立幌内小学校として開校し、現在に至っておりますが、児童数の減少から三笠小学校へ統合するに至ったわけでありまして。現在の児童数は14名であり、複式学級となっております。来年は11名になるとのことでありまして。地域的に小学校がなくなり、児童の声がなかなか聞けなくなるのは非常に寂しいことではあります。いたし方のないことだと思っております。閉校後の校舎はどのように使用されていくのか、計画がありましたら、お教えいただきたいと思っております。

聞くところによりますと、小学校閉校後は北海道教育大学が同大岩見沢校を芸術、スポーツ分野の教育拠点とすることに本市の連携を深め、総合発展を図るため協定、締結したとありますが、この話はどの程度進んでいるのか、御答弁を願いたいと思っております。

以上をもちまして、演壇での質問を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方から滞納関係について答弁いたします。

自立選択した三笠市にとりまして、この自主財源確保というのは重要課題であります。

それで、滞納の繰越状況でございますけれども、17年度の決算を踏まえまして、市税につきましては、一応滞納繰越分としては1億5,940万4,000円ということで、16年度と比較いたしまして6,838万6,000円減、率にいたしまして30.0%の減少することができました。また、税外につきましては、1億3,314万4,000円ということで、925万2,000円の減ということになっております。それから、一般会計全体では2億9,254万8,000円ということで、7,763万8,000円ということで、21%減になっております。それから、特別会計ということになりますけれども、特別会計の17年度の滞納繰越額は2億217万5,000円ということで、これも前年度と比較いたしまして488万7,000円の減、0.2%の減となっております。それから、企業会計ということになりますけれども、企業会計の滞納繰越額につきましては1億1,838万6,000円、前年度と比較いたしまして470万2,000円の減、3.8%の減ということになっております。全会計のトータルでは、この滞納繰越額は6億1,310万9,000円ということで、16年度の7億33万6,000円と比較いたしまして、8,722万7,000円の減、率にいたしまして12.5%の滞納額を減らすことができました。

そこで、今回いろんな取り組みをしているわけですがけれども、私どもが道のまとめによりますと、個人道民税の部分では、実は全道の35市の中で、16年度と17年度の徴収率の伸び率ということで、これが今回三笠市の場合におきましては、滞納と現年度と合わせた部分になりますけれども、17年度では85.5%の収納率、それから16年度が81.4%の収納でございましたので、これは4.1ポイント収納率が上昇しております。この4.1ポイントの収納率の上昇ということは、全道35市の中では第1位の伸び率というふうに聞いております。いずれにいたしましても、滞納解消につきまして努力をしてきたと思っております。

それから、自立計画との絡みでございますけれども、自立計画の中で、この自主財源の確保ということで、徴収率を上げなければならないということで努力しております。

それで、この計画に対しましては、16年度の段階では予定よりも2,600万円ほど落ちましたけれども、逆に17年度はこれを2,800万円ほど上回っておりますので、現時点ではこの自立計画に基づく見込みより、この2カ年では223万6,000円ほど今のところ確保できているのかなと思っております。

それから、税に関してでございますけれども、これまで取り組みということになりますけれども、所得税の還付金の差し押さえと、これが17年度は35件、それから道民税の還付ということで、これが1件、年金の差し押さえが4件、生命保険の差し押さえということでこれは17年度からやった部分でございますけれども、これが3件、預金の差し押さえということで39件ということで、82件の差し押さえを実施しております。さらに、交付要求ということで3件ほど交付要求をしております。それからまた、市外転出者に対する訪問徴収ということでは、これは17年度から取り組みを開始いたしまして、岩

見沢43件、美唄12件、札幌56件ということで、合わせて111件訪問徴収を実施しております。それからまた、全職員一丸となつての特別徴収を行うということでは、17年度も年末特別徴収ということで、12月に職員187名、対象759件を対象にしまして実施したところでございます。この中で分割の誓約等も100件ほどっております。それから、悪質滞納者の取り組みということになりますけれども、17年度では132件の選定をいたしまして、この132件に対しまして1億2,000万円ほどの滞納額がございましたけれども、それをそれぞれ訪問なり呼び出し、あるいはそういった分割だとかそういったことを指導しまして、132名のうち114名の納税者の方と接触いたしました。それから、未接触ということでは18人ほどちょっとまだ居所不明等がありまして接触できておりませんけれども、この中で114名に対しまして延べでいきますと245回ほどの対応を図っております。このうち11人の部分については、差し押さえの実施もしております。その他としましては、当然、勤務先調査あるいは預金調査ということも実施しております。

それで、今後の取り組みということになりますけれども、まず基本的には現年度の未納を少なくするというところに重点を置いておりますので、まずこの現年度の未納者に対する迅速な対応を図っていきたくて考えております。それから、さらには資産がありながら納税に応じないという悪質滞納者という方に対しまして、計画的に取り組むということで、これは6月から一応11月までを整理特別対策ということで実施しております。6月から現在までは臨戸あるいは財産調査をいたしまして、10月、11月の中では滞納整理を行っていきたくて思っております。特にこのうち187人を選定しまして、今のところその対応をしているところでございます。また、年末におきましても、昨年と同じように職員の参加をしまして、年末特別徴収も実施したいと思っております。

それから、滞納企業の関係ということでございますけれども、19社ございましたけれども、現在このうち残っておりますのは12社ということで、これにつきましては、この12社のうち分割納入をしている企業が5社、それから現在、納税相談に応じながら一部債権等の差し押さえもやっておりますけれども、その会社が1社、それから不納欠損処理ということで処分をしたのが4社、その他2件ということで、これは滞納処理の部分は終わっているのですけれども、不納欠損処理がこれは法的な措置等がございますので、それがまだ残っている部分があります。いずれにいたしまして、今回その分割納入の5社につきましては引き続き分割を指導していきますし、それから残り納税相談の部分についても、またそういったことで指導していきたくて思っております。

それから、水道の部分につきましても、一定の給水停止等の順番で最終的には給水停止になりますけれども、それまでの段階の中でいろんな納税者との話し合いの中でいろいろまた進めております。

それから、サンファームの部分につきましては、所管の方で対応させていただきます。以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 今、企画総務部長の方からお話ありましたが、水道については、水道、下水道、それから受益者負担金、これらも絡めて、下水道受益者負担金を滞納しておられる方は水道もまず滞納しておられるということがあるものですから、非常に問題があるなということで、そういったものを総合的に対策しながら、最後には法的措置、私どもで言う給水停止を前提として取り組みを進めてきたところでございまして、特に52名ほど重点対応者として抽出しまして、重点対策を行ってまいりました。これらについて最終的に取り組みましたところ、この中からなかなか応じてこないというのが、いわゆる悪質と言われるものが16件ほどございまして、これをまたさらに絞り込んで対応した結果、3件について何らの反応もないということでございましたので、これは給水停止通知をいたしまして、期日までを区切りましたが、その際2件については、誓約と一部納入をするということになりました。残る1件につきましては、私どもの方で給水停止を実施させていただきました。その結果、給水停止から4日目に至りまして、この方の御家族が道外にいるようでございますけれども、道外の方から連絡が入りまして、何とか今後はきちっと納付をするので給水停止を解除してもらいたいということがありまして、給水停止を解除したと。そして、現状履行がされているという実態でございます。

なお、水道使用料につきましても、率につきましても、それぞれ例えば水道でいいますと、現年については0.94、過年については1.22というふうに、下水道につきましても、受益者負担金につきましても、それぞれ率がアップをいたしました。これは水道課の職員が本当に一生懸命取り組んでくれました。これは効果額については、水道会計で約400万円ほど、それから下水道会計では大体900万円に近い金額が、その結果、実績としてあらわれたということでございまして、なおこういった努力を続けてまいりましたので、市の関係では14年に水道使用料が95%で16位でございましたけれども、15年には14位、16年には12位と17年はまだ集計されておりませんで、私どもに資料来ておりませんが、さらに上がっているだろうというふうに考えております。下水道につきましても、全道35市のうちの6位ということでございまして、比較的最近になってから下水道を完備したところは、比較的収納率が高いといいますが、やっぱり古くからできていた札幌その他については、相当低いレベルにあります。そういった状況で鋭意現在努力をさせていただいているところでございます。

岩見沢につきまして、50万円以上のところについて44件ということで取り組みを進めていると新聞で見させていただきました。岩見沢も大変努力をされていますけれども、私どもも日常的にそのような努力をして、最近は特に市長、助役からも言われまして、ともかく法的措置に向かって淡々と仕事を進めなさいと、こういうふうに言われておりますので、そのように取り組みをさせていただいているということでございます。

それから、ファームセンターの方です。実はファームセンターの言われているのは、とんまるに関する部分だと思います。この業者につきましては、昭和63年にあそこに入り

まして、実質平成11年に出ているということでございます。私どもの方で種々調べて、現状なかなか本人とほとんど会えないという実態でございます。何とかしてこの人について会えないか、あるいは資産についてはどうなっているかということで、随時常日ごろから農林の方には話をしております。内容としては、岩見沢に1カ所宅地を所有していると。あくまでもこれは個人名の宅地でありますので、とんまるとしてではございません。あくまでも代表者名といいますか、その個人での所有ということでございますので、ここに何かを求める以外になかなかないかなと。本人は一度平成17年だったと思いますけれども、私どもの方でお会いができて、お話をしておりますけれども、これは日雇いぐらいの労働賃金でありまして、現状でその時点で積算いたしますと、生活保護基準以下の収入しかないということでございました。その1カ所持っている個人宅地については、既に住宅を建てさせている方がおられまして、その方から1万円、正確には1万500円だったと思いますが、地代収入があるということでございますが、これを加えてもそういう状態ということでございまして、現状なかなかこの方から取り立てるとというのが非常に難しいなということでございまして、現状はうちの農林課でも相当アタックしておりますけれども、なかなか本人にお会いできないということでございます。

私の方としては、何らかの形で抵当権の設定ができないかとか、あるいは差し押さえできないのかというふうに言っておりますが、あくまでも個人の資産ということなものですから、ここになかなか切り込めないと。一度お会いしたときに、抵当権の設定については同意するというふうにお話しいただいたのですけれども、これを次の日に、やはりそのところは勘弁してくれという電話が当時あったということでございまして、現状で言うと、なかなかこの方からの取り立てが非常に難しい状況にあるなというふうに考えております。なぜか、平成元年から平成3年までの滞納が残っておりまして、さらに4年から7年ほどまでは全額払われております。また、その後滞納が残っていると。総額にして1,800万円ほどということでございます。元年から3年までの分は常識的に申し上げますと時効を迎えているのだろうということでございますが、それ以降の部分については残っているということでありまして、そういう意味ではこれらについては私どもとしては元年から3年の分については取り立てようが現状ないのかなと。ある程度の収入があるとよろしいのですが、なかなか収入がないということで、これは今年度末までにきちっと整理して、不納欠損せざるを得ないかというふうに考えております。平成8年からの分につきましては、その後平成15年に当時の課長が本人にお会いできまして、やりとりをしております。その際に、一部誓約をいただきまして、支払いについて努力しますという一筆をもらっているということでございますので、これについてはその時点からと考えますと、平成25年ぐらいまでの間は徴収する能力を我々が有するというところでございますので、今私の方で農林課の方に指示しておりますのは、とにかく本人に何とかして会えと。その上で、今、個人資産となっている部分についても何とか処分をさせて、その収入金の中から、市に払える金額については払わせられないかと。その後の地代収入についても、何と

か取れないのかということで、これについて今後努力してくれということをごを常日ごろ言っております。そんな努力をしてまいろうということでございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 吉田教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 幌内小学校の閉校後の利用ということでありまして、皆さん御存じだと思いますけれども、昨年の5月31日に、三笠市と北海道教育大学とで教育、文化、芸術及びスポーツの各分野で協力することを目的とした相互協力協定というものをごを結んでおります。教育大学は昨年教育課程を廃止して、芸術、文化、スポーツ、この辺のキャンパス校としていろいろな今取り組みを進めております。その中で、やはり芸術、文化、スポーツ、これについてはその活動拠点のキャンパス校としての施設が足りないという事情があります。それと、私どもの方では少子高齢化ということで、これから統廃合いろいろやっけていかなければならないし、これからもやっけていくということでございます。その中で、幌内小学校につきましては、補助金、これ建設時は3億8,100万円ほど補助金をいただいております。これが現在2億1,600万円残っております。起債につきましても2億1,000万円、それが現在は650万円ということで、これについても残っているということで、学校を廃止すると、これを返さなければいけないというふうなことになると思います。それで、学校法人がこの跡を使う場合には、これは免除されるという規定がございますので、なるべくならそういう学校法人に使っていただければという私どもの願いと合致しまして、今、教育大学とその利用について協議をしております。

今、中心になっているのは、スポーツ課程のアウトドアライフ科ということで、これは1学年15名、今のところは1学年のみですけれども、今後は4年間で60名ほどの学生が出てくるということでございます。この学生だけのフィールドではなく、この学生たちがこれからアウトドア教室、スポーツ教室、スポーツ指導等々で小学生、中学生、一般の方を対象にそういう活動を通して、教育を受けていくという中では、幌内小学校が自然の中にあって、大変環境もいい、周りも住環境が整っている。例えばふる、共同浴場とか、そういうものもあるということでは、非常に乗り気でございます。最近、跡地利用に係って教育大学と協議いたしましたのは、6月13日に岩見沢にいる副学長、それとアウトドアライフ科の助教授、それに事務局長等々で視察して、非常にいい印象、大変気に入っていただいたと私どもは判断しております。それに8月18日、これについてはアウトドア、芸術科の助教授6名、事務方ということで現地を見ております。

現在、今、教授らは夏休みに入っておりますので、詳しいことは聞けなかったのですが、これ明けてから向こうも予算時期に合わせるように利用を明らかにしていきたいということでございます。そういうことで、今、教育大学との跡地利用については、そのように進んでおります。

また、統合による在校生の通学についてということで、質問の中にこの中にはないですけれども、そういう趣旨の発言がありましたので、お答えしますが、5年間については全

額補助ということで対処していきたいと思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 藤浪議員。

7番（藤浪成憲氏） 今、教育委員会の方から話がありましたので、先に教育委員会の方の話をさせていただきますけれども、実は北海道教育大学との協定書の中で、市長と向こうの教育大学長の方との協定書がされているということは、僕も手元にありますが、現実これから協力をやっていこうという具体的な取り組みを推進するというようなことが書いてありますけれども、決定しているわけではないのですよね、これまだね。だから、それが来年の3月で終わりますから、学校が。間があいてやることなのか、そのまますぐそういうふうに取り組んでいかれるのかということがちょっと気になるのです。

それと、生徒が十四、五名アウトドア関係のスポーツの教育をやるということを、まず初めにするというふうに使われていますけれども、この生徒さんたちは岩見沢から通うのか、例えば三笠や幌内に住んでもらえるのか、もし住んでもらえるとするならば、住まいはどこにあるか、あそこに3階建てだとかそういうのがありますから、そういったものもお貸しできるのか、あそこにふる場もありますから、そういったものはできるのかなというふうな気がしますが、そういう話も具体的にされているのかどうか。同時に先生方もここに住んでもらえるのかどうかというのが、ちょっと甘い考えかどうかわかりませんが、そういうことも並行するに当たって一連した中にあるのです。だから、すごく僕たちは期待もしていますし、あの地域に人たちも、もし来てもらえたらというようなことがあるものですから、できるだけ早いうちにこの具体案を示していただきたいなとこう思っています。

先ほど言っておりませんでしたけれども、小学生が今度三笠小学校に来るということになれば、本当に遠いのですよね。子供がいないから仕方ないといえば仕方ないけれども、そうしたらバスの費用が補助になると、今お伺いしましたので、それにしてもバスに乗せられる小学生1年生の子が来年いるかどうかわかりませんが、大丈夫なのかなというふうな気もするのです、バスを乗せることが。そういったこともちょっと不安がありますので、その辺のところも不安解消があるのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

それと、余り説明が長いから時間がなくなってくる。幌内にアンモナイトのミュージアムがありますよね。これ、現在どういうふうに使われているか、使われているのでしょうか、どのくらいの人たちがあそこに来て、見てもらっているのか。それから、1年間の経費どのくらいかかるのか。僕は幌内にたびたび行きますけれども、余りあそこに入りしている人見たことないのです。1日1人いるのかな。年間に何人ぐらいいるのか、ちょっと計算しようがないぐらいお金はかかるでしょう、管理人がいますから。そうすると、どのくらいかかって、今度は暖房費、冬はやらないと言っていましたけれども、暖房費だって少なくとも少なからずかかるのではないかなと、こういうふうに思っていますの

で、その辺のところもどのくらいかかって、入場者がどのくらいがいて、入場者が多ければいいというものではないですけども、こういうものは。しかしながら、どのくらいのやはり市民に還元されているのか、市外の人たちにもどのくらい還元されているのかということで、ちょっとお知らせいただきたいなと思います。

それから、滞納の問題なのですが、僕は前々から再三言って、一生懸命市の職員の方がやってらっしゃるというのはすごわかります。この一覧表見せていただきましても、かなり減っているなというのはわかりますけれども、まだかなりあるのです、減っていても。

僕は一番なぜ言いたいかと言いますと、ここまで何年もかかってこんな滞納になっているのです。1年ごとにどうしてこういうことをどんどん進めていくことができなかつたのかと。これ何年もたってから、例えば変な話が100万円だったものが5年ぐらいたつたら今度は500万円ぐらいになってくるということになると、500万円では払い切れなわけです。そうすると、もう払えないから何とかしてくれやという気持ちになってしまうのです。だけれども、毎年こういう決算していくようなやり方をして、毎年話を持って行って、何とかしてくださいということになれば、もう少し話し合いができるのではないかなと。これはある時期において、5年も6年もたってからあれしてたまつたつて、だれもそんな簡単には払い切れるものではないかなというような気がします。個人的には大した金額ではなくても、これ企業になるとだんだんだんだんふえてくるのではないかなというような気がするのです。僕自身が会社自分で経営していて思いますもの、やっていたときは、やっぱり払ってしまわないと、また来年もまたたまっていく、再来年ももしあれしていったらまたたまっていくという形が状況にあるのではないかと。並みの金額ではないですよ、すごく払ってくれている方が多いですけども。僕たちはパーセンテージを知りたいのではないのです。金額を少ないことを望んでいるわけです。だから、確かにパーセンテージもあるかもしれませんが、その辺のところ、もう一回教えてもらいたい。

それから、さっき聞いていたのだけれどもわからないのだけれども。前に百条委員会やりました。これかなり進んでいるのですか。あれから僕は余り聞いていないのです。この企業AからE、Dといろんなのありますけれども、これだって簡単な数字ではないですよ。その中において、どれだけ回収されていて、どれだけ会社が倒産したからもう知りませんと。さっきのサンファームでないですけども、個人的な財産はもう知らないよと。会社の方としては待ってくれないかと。個人的な財産を売っ払ってでも払えないということなのか。個人商店だったら一緒ですよ、会社もあれも、僕に言わせたら。だから、そういうことももらえないのかどうかと。サンファームだってもうかなりたつてますでしょう。これだってほっぽってあるのではないのでしょうかけれども、でもこんな延び延びにしておいて、それで1,000万円以上ですよ。我々1,000万円稼ぐといたら大変なのです。でも、市としてはこれ1,000万円ぐらい、何とも思っていないのかなと思っているのです。サンファームはもう大分たつていますでしょう、時間。それで時効と



というのはやっぱりあるのでしょうか。5年ですか。だから、パーセンテージ聞いても、これみんな消えられていったらパーセンテージ上がるの決まっているのです。前の国会でやった社会保険庁ではないけれども、分母を減らせばパーセンテージ上がるのです。そうではないでしょう。我々は数字だから、もらいたいだから、多くを返してもらいたいから。これは当たり前なことなのだから、そういったものをパーセンテージで上がっていき云々ということも確かにあるでしょう。だけれども、それ以上にやっぱり財源からいくなれば、より多く回収したいのが希望ですから、その辺のところをもう少し教えていただけませんか。

議長（扇谷知巳氏） 吉田教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 教育大学の使用の時期ということでございますけれども、終わって学校の備品等のほかのところを使うとかいろいろあります。これについてもなるべく早くはやりたいのですけれども、やはり3月31日までということでございますので、なるべく早く使うように協議をしていきたいと。向こうもそのように望んでおりますので、後は物理的にその工事関係がどれだけ必要なのかということの話になると思います。ですから、それに関する新年度予算というのは、3月にできれば提案したいというふうに考えております。

あと教授、学生のこちらに移る可能性はどうかということですが、授業の主体をこちらの方に置いていただくということでは話はしております。あと学生が15名のうち、どれほどこちらの方に希望されるかということについては、まだちょっと受験等もありますので、どっからというようなこともありますので、それについてはこちらの方でそういう住宅がありますということについては、あっせんなり、協力、なるべく入っていただけるようにというふうに考えております。

また、バス通の配慮ということですが、本当に1年生が来年新入学生が4名入りますので、子どもは市立病院から三小までということでは、大体1キロくらいでございます。徒歩で子供の間はかった場合で、夏で10分くらいかかっているということでございます。それで、市立病院前が7時55分につく便になると思います。これについては初めのころはやはり先生たちが送り迎えをするということで、対処していきたいなと思っております。病院の前の交差点あたりが、交通安全上ちょっと心配なところがありますので、その辺については市民課とも協議いたしまして、時刻の調整やらそういうことを行っていきたいなと思っております。

あと、モダンアートミュージアムですが、入館者につきましては、昨年度17年度489名、あと利用者、創作活動ということで団体が七つ入っておりますが、これについては延べで891名ということでございます。維持費につきましては、平成17年で264万円ということでございます。

議長（扇谷知巳氏） 富樫教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 若干補足といいますが、何か来年度予算を持って教育大学に貸

すような話、修繕するようなことを言ったようでございますが、私どもの基本的な考えは、補助金が残っておりますから、使用料まで取って大学に貸すわけにはいきません。その分では、恐らく無料で貸すということで詰めて今っております。

それともう一つは、新たな施設を市が金を出して整備して教育大学に貸すということは考えておりません。現在の状況で使用できればということで協議を進めております。

それから、教育大学、今詰め、先ほど言いましたように、夏休みに入っておりますということと、教育大学が幌内小学校が生きているものですから、非常に遠慮して、逆に協議をしてきていただいているということで、教育大学としてはもう使うことについてはほとんど間違いなく使っていただけるということで聞いておりますし、できれば我々来年4月以降、間をあげないで何とか使う方法を教育大学とも話を詰めておりますので、そう間をあげないで使っていただけると、こう思っております。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 滞納問題です。これは極めて重大な問題だというふうに認識しておりますし、これは三笠市に限らずこの近隣市町村、自治体もこの問題には悩んでおります。理想は滞納はなしというのが理想でございます。現実には6億円も滞納を抱えていると、このギャップどうするのだということになってこようかと思えます。

まず、私ども行革等々の動きの中で、職員数を非常に大幅に減らしてずっと来ております。ですから、そういった中で滞納の対策というのは、非常に手間暇がかかります。これは訪問して歩いたり、または来てもらったりということで大変な手間暇がかかりますが、何としてでもこれはクリアしなければならない問題ということで、対策として人事交流を行って、その専門家を1人来ていただいたと、ことして2年目ということでございます。それから、さらに滞納管理システムを導入して迅速な処理をできるようにしたと、そういう対策を経た上で、まず取り組んでいるという状況でございます。

そこで、今非常に額が多いという御指摘がありました。これは自治体によってこの額のとらえ方というのがばらばらでございます。これ滞納はいずれにしても2年から5年間の時効がございます。ですから、時効が成立したものを速やかに落としているところが不納欠損であります、自治体でも。そういうところは滞納の額が非常に少のうございます。目立った額にはなっておりません。私どもはずるい者が得をするようなことは決してしてはよくないと。ですから、基本的には時効が成立しないように、時効の中断も図りながらやっていると、そういう状況なのです。ですから、10年前のやつも残しています。これはその間時効の中断を図っていると、そういう手間暇もかけてやっていると。そういうことで、この滞納の額が多いということで御理解いただきたいと。取れるものは少しでも取ろうと、そういう意味で、時効で不納欠損で落としてしまったら、その後もう取れません。これは残しておくというのは、意図的に残しているわけですし、これで時効でもうすぐ速やかに落としてしまったら、この額はかなりどれくらいになりますかね、二、三割くらいになってしまうのだらうと思えます。ですから、私どもは大いにこれを取るという意

識を持って、時効の中断をかけて残して一生懸命対策をしていると、そういうことで御理解していただきたいと思います。これはもう少なくするのなら、不納欠損毎年大幅に落とせばいいわけですから、時効を機械的に、少なくするのが目的ではなくて、少しでも多くを取るということを目的として対策としてやっているということ、御理解していただきたいというふうに思います。

そこで、実質的には、基本的には法的手段にいくまで淡々とやりましょうと。最後は法的手段に持っていきましょと。やることは最低限法的手段までいきましょと。そういうことを何年もやった上で、それでも滞納の収納が問題あれば、その後はサービスの中止ですとか、いわゆる市民に行っているサービスを滞納者に対してしないでかなんとか次の手段を考えなければならないと、そのように考えています。ですから、まだこの法的手段をやりましょと、きっちりやりましょと言い出して、私になったのが15年ですから、16年、17年とまだ2年なのです。ですから、これはまだそこまで行くに及ばず、まだ法的手段を続けてやらなければならないというふうに思っております。毎年法的手段を目指して各所管で取り組んでいただいております。各担当も本当に一生懸命取り組んでいます。ですから、効果は上がってきております。数字的にはふえてきております、入ってくる金が。例えば水道も給水停止までいったケースが、先ほど言ったように1件ございます。しかし、その前の段階で給水停止前提で話をしますと、大抵その前の段階でわかった分割納入するよと、こうなっている、そういうふうにおさまるものですから、私も金が取るのが目的で、処分するのが目的ではないものから、だからその時点でありがとございますと、そういうふうになると。

例えば住宅にしても、これは今まで過去訴えたケースもございましたけれども、いろいろ担当も勉強いたしまして、訴え提起前の裁判所に和解の申請をするという手段がございます。裁判所を入れて和解をすると。それを実施しなかったら、今度強制執行できると、そういうことになりますので、今そういう手段でやっております。ですから、これは議決も必要ないものから、少し我々も利口になりまして、訴えらとなったら金もかかるものから、金をかけないで金を取るということで、今それは17年2件ありました。ですけれども、その前にそれを前提として解決した例もございます。ですから、そういったことで法的手段ということで、これに淡々と取り組みましょとということ、御理解していただきたいというふうに思います。

さらに今、これは各自治体共通の悩みでして、空知支庁が中心になりまして、空知管内でこの滞納の広域の徴収システムをつくれないうことで取り組んでおります。大体20年度ぐらいを目標にして、空知管内の全市町村が共同で滞納徴収システムをつくって実施したいという前提で、今勉強しているさなかでございます。そういうところにも手が入っているということで、御理解していただきたいというふうに思います。

議長（扇谷知巳氏） 藤浪議員。

7番（藤浪成憲氏） 一生懸命努力されているということは非常によくわかるし、数字

も見れば、そのように大分減ってらっしゃるので、理解はさせてもらいますけれども、教育委員会の人、バスをあれするということでしたよね、幌内の人。病院までですか。そうすると、学校が始まるまで、また時刻表変わるのですか。変えるのですか。毎年変えているのですね。ちょっと待ってください。だから、その辺のところを計算に入れて時刻表だっつつくっていかねばいけなかったのではないかなと。ことしやって、来年閉校になるからということで、また変更するというのはちょっとおかしいような気がするのです。かといって、学校が始まってしまってから、通学のバスの時刻にするというのも、またちょっとおかしな話ではないかなという気がしますので、その辺のところをちょっと聞かせてください。

それと、もう生徒いらっしゃらない。ことし給食費がただにすると、小学校が。そうすると今までは滞納はなかったのですか。あったのだと思うのです。その対応はどうされるのでしょうか。もうなあなあにするのか、はたまたそれもまた請求していくのか。しかし、もう小学校終わっちゃったよという家庭もあるでしょう。それから、行っている方でも、今払っていないのだからというふうな言われ方もするかもしれませんけれども、現実的にはことしから給食費はただになっているわけですから、その前の滞納はどうするのかということ、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 今、給食費というお話ですけれども、一般的なこととして私からお答えしたいと思います。

例えば保育料が滞納になった。保育所を卒業した。これも同じことでございます。それから、かつての幼稚園、これも滞納がある。今も子供はいない。それでも滞納は残っている。給食費は今ただにした。それでも過去の滞納は残っている。これは同じ考えで全部対象にして督促に励んでおります。ですから、ただにしたからといって、過去のものを免罪するわけには参りません。これはきっちり対応させていただいております。

議長（扇谷知巳氏） 吉田教育次長。

教育次長（吉田正幸氏） 先ほど市立病院から三小まで小さい子の足で10分ぐらいということで、これは夏場ですけれども、今55分で30分から始まるわけですから、十分に時間はあると思います。その中でもさらに無理だということは、私どもは予想はしていませんけれども、何かその辺でどうしてもということがありましたら、市民課と調整したいということで、今の時刻については通えるという判断でございますが、その辺について不都合があったら調整したいという意味でございます。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今のいろいろな教育問題も含めてそうなのですけれども、御承知のように、今、三笠の子供たちが生まれてくるのは年間多くて60か70までいかないというのが実態です、市内全体。そうしますと、児童生徒数は年々減少してくるというのははっきりしているわけです。今、一遍にできないものですから、ある意味においては五月

雨式にやっているというのが現状なものですから、これはやっぱりある程度一気にいきたいという思いもないわけではない。そういうようなことで、今、教育委員会の方で適正配置審議会もごさいますものですから、そこで今後の義務制の学校のあり方はどうしたらいいのかということを検討していただいております。そうなったときに、今言ったように、子供たちは三笠市内全域に点在しているわけですから、仮にそういうふうに集約されるとすれば、どこの学校を残して、どこの学校を閉校するかというような問題もあります。そういった場合については、当然子供たちの足をしっかりと確保してやらなければならないわけでありますから、今はとりあえず幌内の部分については、今市営バスを運行しておりますので、それを利用していただくということとで、将来的には当然合併して大特区を一つとか二つとかということになれば、スクールバスという問題も検討しなければならないだろうというふうに、そんなに遠い先ではなく、近い将来そういった問題も検討しなければならないだろうというふうに思っていますので、そんなことで御理解をいただきたいと思いをします。

ただ、子どもはこの統合という問題は、正直言って子供たちの立場に考えれば、3人や5人のところの学校よりも、やっぱり30人、40人の学校の方がより教育効果を高めるという意味では、小規模校なりのよさがありますけれども、そういうやっぱり野球もできない、サッカーもできないというよりも、野球もできる、サッカーもできるというような学校がいいというのは、だれもが考えることだと。そのことは今まで幌内のものも、地域の方々に御相談申し上げて、郷愁はあります。例えば幌内なんていうのは、三笠にとっては一番古い学校でありますから、明治15年、いわゆる札幌以東、以北では一番最初の公立学校でありますから、そして一番多い卒業生を出している。そういう郷愁があるのですけれども、最終的に子供なり、子供の保護者の方々の賛同を得なければ、意見を最優先していくということをやっぱり行政として考えなければならないだろうというように思っております。

そういう一面では、子供のこと考えるのですけれども、財政的なことになると、学校がなくなって補助金だけは返さなければならないという問題がある。現実には、例えば幌内中学校は、まだ補助金が約2億5,000万円残っているわけです。あれを何も使わないで廃校にして、そのままにしたら私はかつての弥生中学校、自分がいた学校ですから、特に物すごく思うのですけれども、ガラスは破れ、中にはいろんな人が入って、荒らしてあると。あれが建物としてあそこに残っていくということは、私は非常に地域の環境上の問題も考えたり、あるいは青少年の非行の問題を考えたり、あるいは美観の問題を考えたりすると、大変な問題がある。そういう意味では、いずれにしても2億5,000万円という金は、学校があるなしにかかわらず返さなければならないわけですから、そのことを考えたら、今回あそこのモダンミュージアムが年間264万円という経費でありますけれども、あの美観を、そして芸術作品を並べていることは、それなりの価値があるのだろうと、このように考えております。しかし、これから統廃合をしていけば、当然空き学校と

いうのが出てくるわけですから、それらも含めながら、総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひそういった点を御理解いただきたいと思っております。終わります。

7番（藤浪成憲氏） はい、ありがとうございました。終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、藤浪議員の質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時59分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6番田中議員、登壇質問願います。

（6番田中茉莉子氏 登壇）

6番（田中茉莉子氏） 平成18年第3回定例会に当たり、通告順に質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、バスターミナル待合所の存廃について。

さきの3月の定例会で、この件について質問いたしましたが、あれから6カ月経過いたしましたので、再度質問させていただきます。

前は、バスターミナル待合所がなくなると困るという市民からの窮状を私に訴えてきました。そこで質問しました。その答弁として、中央バスに陳情して精いっぱい努力していくという回答をいただきました。その後、6月の定例会でも同僚議員からの質問があり、答弁として存続は難しいとの回答でした。行政として努力されていることは理解しておりますが、このまま黙ってはいられないと業を煮やした女性の団体が8月4日出前トークを開催して、いろいろな要請を行いました。

そこで質問ですが、この問題の現時点までの経過と、どこまで進んでいるか、今後どこにどのようなものができるのか、行政としてどのような見通しを持っているのか、市営バスの利用状況との絡みでお尋ねします。

また、市民への責任説明があると思いますが、いつ、どのような形で行うのか、お尋ねいたします。

二つ目、市民と行政との協働関係の構築について。

改革の大綱と推進計画が議会のまちづくり活性化調査特別委員会に提示されました。平成17年から21年までの5カ年の大綱と計画が示されていて、35ページにわたる膨大なものです。市民と行政が協働してまちづくりを進めていくためには、市民に十分理解していただかなければならないと思っております。市民にはどのように理解していただき、浸透させていこうとしているか、お尋ねいたします。

3番目、新たな高校教育に関する再編、整備の進め方について。

道教委は18年6月に新たな指針を公表し、検討を重ね策定したこの指針は、高校を取り巻く環境の変化に対応した本道の未来を担う人材をはぐくむための高校教育の基本的な考えと施策を示したものであり、平成20年度から順次実施していくとあります。ことし

の7月24日に、新たな高校教育に関する指針案にかかわる意見を聞く会が設置され、空知南学区から70名参加したそうですが、その構成メンバーはどのような人たちで、どのような意見が出され、父母の意見や現場の声が十分反映されているか、お尋ねします。

この問題について三笠としてどのように分析しているか、お尋ねいたします。

道教委の再編の方針は、1学年4学級から8学級が望ましいと打ち出し、三笠高校のような特例2間口廃止も打ち出しております。現実の問題として、三笠高校は平成22年までにどう変化するのか、その見通しと、どう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 中央バスのターミナルの存続の問題につきましては、議員からの説明のとおり、定例会の第1回、それから第2回には谷津議員さんの方からもターミナルの跡地についてという形で御質問がありました。第2回の定例会において、市の方の回答としましては、中央バスに対して、ターミナルへ市営バスの乗り入れができないかどうか要請しましたけれども、ターミナルが建設後45年も経過しているということで、そのまま使うわけにはいかないと。修理するにも多額の費用がかかると。それと、あと昨年12月1日から幌内線と岩桂線が市営に運行が変わりましたので、中央バスは三笠線1本になってしまったということから、ターミナル機能は中央バスとすれば必要がなくなったということも含めて、非常に現状のターミナルをそのまま利用するのは難しいということがあります。

それから、乗客数の減少から、平成17年度でこの段階では決算で2,000万円ほどの赤字になるという話もありました。したがって、市としては、現在のターミナル敷地を中央バスが責任を持って民間の土地利用を図るという条件であれば、今の市民会館前の中央公園のロータリーのところにバス停を設けて、市民会館敷地に壁つきの待合所を設置する条件で、ターミナルの廃止はやむを得ないのかなということで、答弁させていただいています。そのときに、現在細部を詰めていくということも報告させていただきました。

その後、8月、それから9月と中央バスの方と一応お互い忙しくて時間的な部分がなかなか調整できなくて、延びていたのですけれども、この前の段階では、この17年度の決算の赤字額が2,200万円で、中央バスが運行している空知の部分では、路線バスはすべて赤字になっているということで、昨年、岩見沢市、滝川市も路線の関係で減便等で調整して、ことしから減便して運行しているのですが、減便して運行することによって、なお収入が減るということで、悪循環を繰り返しているという話がされております。今回、三笠線も市民にとっては重要な足となっていますので、この辺についても2,200万円の赤字をどうやって中央バスが対応していくか、当然減便も視野に入れながら、来年度に向けて、早ければことしの冬ダイヤから話が出てくるのかなと。ただ、具体的な何時の便でどうするという話はまだ受けておりませんので、今後話が出てくるものと考えています。

そういう状況でありますので、このバスターミナルという部分は、本線がもうどういう状況になるか、そういう状況に来ていますので、市とすれば市営バスと中央バスが乗り入れ、一緒のところサービスした方が住民サービスとしてはいいのかなと。加えて、冬期間、現在の中央バスには暖房設備がございません。その辺、今の市民会館をうまく利用することによって、乗客の方に対するサービスは確保できるのかなというふうに考えてございます。

今後の見通しなのですけれども、最終的に少子高齢化で人口が減ってきて、毎年乗客数が1割程度減少している状況から見て、近い将来にはこの本線含めてどうするかという議論が出てくるのかなと。ただ、差し迫って今回は中央バスが2,200万円の赤字と、相手方が勝手に言っている話で、うちの方は何も確証ございません。ですから、この辺を十分うちの方でも調査しまして、整理して市民に対してどういう方法がいいのか、考えて結論を持っていきたいと。

最後に、説明責任、市民周知の関係なのですが、結論出るのがぎりぎりになって出る可能性もありますので、その辺は市民会館を利用されている利用者の方が多いものですから、周知方法としましては、市民会館にわかった時点で張り紙して、あとは町内会通じてお知らせすると。広報ですと、どうしても1カ月おくれちゃいますので、その辺も含めて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方から、2点目の行革大綱や計画の市民の浸透ということでお答えいたします。

当然、行革推進を進める上には、市民の理解がなければ進みませんので、そういった面では市民の浸透を図っていかねばならないと思っております。

そこで、去る8月23日のまちづくり活性化調査特別委員会の終了後に、市のホームページに先ほどもお話ありました35ページの計画書でございますけれども、これを一応掲載しております。それで、今後10月1日号の広報みかさでもって、35ページのものをそのまま載せられませんので、一応概要的にまとめたものを広報みかさの中で周知を図りたいと思っています。それから、さらには市役所あるいは教育委員会の中、それから各市民センターなどにこのダイジェスト版をつくりまして、一応そこに配置しまして、その中で見ていただくような形にもしたいと考えております。当然、また行革推進に当たりましては、それぞれ対象となります団体等がございますので、その協議も当然必要になってまいりますので、その協議を通じた中で、また理解をいただくような形も進めてまいりたいと思っています。いずれにしましても、やっぱり市民の理解がいただかなければ進みませんので、そういった方向で努力してまいりたいと思っています。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 吉田教育次長。



教育次長（吉田正幸氏） 4月24日の意見を聞く会ということのメンバーですが、教育長、各中学校等の校長、PTA関係、社保ということでございます。三笠からは富樫教育長、中村学校教育課長、さらに係長ということ、さらに高校関係では奥寺三笠高校校長が出席しております。

どういう意見がということですが、やはりガイドラインにありますように、適正が4学級からということですので、それを残るのはどこかということになると、大都市が主になるのではないかとということと、私どもの教育長の発言ですが、高校も義務教育になりつつあるという中では、各市町村に一つはなければいけないのではないかとということと、市も学校の存続に対していろんな支援をしていると。さらに生徒さんたちがまちづくりの中でボランティア等を行って、まちに根づいたそういう活動をしているというようなことで、存続をお願いするというようなことで発言をしております。

それで、今後どういうふうな形になるのかということでは、まちづくり特別委員会で説明を申し上げましたが、きょうさらにもう少し詳しくお話をさせていただくということでは、まず20年度からの再編のガイドラインでございますので、空知の南学区についてはどうなのかということですが、空知の南学区について平成20年度は生徒は微増ということですので、その年については再編はないのではないかとというふうに考えております。それと21年、これについては2学級から3学級の減、22年については3学級から4学級の減というような計画で、これは指針の中に出ております。

それで、三笠高校がどこに位置づけられるのかということですが、21年から22年のこの2から3と3から4の減少と、学校数で言うと21年は1校か2校ぐらい、22年は2校から3校ということでございます。それで、今回いろいろ意見を聞く会等々で意見が出てきて、4学級が適正ということで、3学級未満を統廃合するということでしたけれども、だんだん話がいろいろ出てまいりまして、2学級以下をまず重点的にやるという方針になっておりますので、まずその中で2学校が2学級ということです。

それで、今一番21年に統廃合の対象となるのは、今で言う特例2間口ということで、40名以下の学校をとりあえず第1段階でやるのではないかとというふうに予想されておりますので、これについては21年、さらに3学級の中で一つぐらいの欠員が出ているところも含めて、これは学校の募集停止ではなく、学級減ということで対応していくと思うので、私どもとしては22年ごろにどうなのかなというふうに考えております。もし22年に募集停止ですと、24年まで生徒がいますので、25年から廃止の方向になるのではないかとというふうに思っております。

それで、この適正配置計画、前回のまちづくり調査委員会の中では、8月末に道教委で決定をして公表するというふうにお話をしましたが、その後、道議会の中でもっと意見を聞くべきだという議会の意見もありまして、これを道教委で受けて、今南学区では10月16日に岩見沢で開かれます。これについては、大体南学区、全道的には10月の中旬ぐらいまでに、この日程的なものは終わるということになっておりますが、これは道新の報

道等、ほかのいろんな教育関係の新聞等によりますと、年末には策定したいということの道教委の中の決定をしたいという意味であったが、これもさらに延びて年明けになるのではないかというふうに新聞には報道されております。そういうことで、ちょっと延びているのかなということでございます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 田中議員。

6番（田中茉莉子氏） これで中央バスのターミナル問題というのは、同僚議員を含めて3回お聞きしたのですけれども、アンケート調査とかというのはまだまとまっていないのですか。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 6月から7月末までアンケートを実施しました。つい最近アンケートまとめ終わっています。これからアンケートの結果含めて、どういう形で対応するか、幌内の方の利用者の方々に1年まだたちませんけれども、どういう形ができるかどうかわかりませんが、どういう意見をお持ちなのか、この意見をお伺いして、できる範囲の中では対応させてまいりたいというふうに考えておりますので、そのアンケートを含めて、そういう方面で生かしたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 田中議員。

6番（田中茉莉子氏） 市民の皆さんが、大体今の話でわかるのですけれども、私も地図でいろいろ内田課長とか黒田部長に説明されて、あそこなのだなど。今度、屋根つきというか、壁つきのものができるのは、ずっと市民会館の左でなくて右の方のあそこにできるのだなどということは大体理解しました。そして、停留所を道道ではなくて、ロータリーを回ってどちらに行くのもそこで乗り降りすると、そういうことで確認はよろしいですね。

それはいいので、それは変わるものとしてそういうものがありますよということで、私も耳にタコできるほど聞いているので、全市民には通知できませんけれども、会った人にはそういうふうに説明できるのですけれども、ところで今ある案内所がいつ壊されるのかということが再三聞かされるのですけれども、こちらが先にできて後から壊すのならいいのですけれども、あそこは乗る人だけではないのです。あそこ散歩道の、一つのサロンみたくなくて、どっこいしょ、こらしょとあそこに座って雨や風を防いで、また次の進むところに向かっていくと、そういうことも皆さんは余りバス利用していないからわからないかもしれませんが、私はバスしかありませんので、そこで座っているといろんな方が出入りしますけれども、そういう声はよく聞いております。それで、もしわかるならば、できるだけ早い時期に、あした壊すよでは困るので、やっぱり着るものあれとかも、あそこ寒いですから、一生懸命汗かいてきてあそこに座るわけですから、前もってできるだけ早く張り紙でよろしいです。お知らせいただきたいという私の要望です。

それで、幌内線以外の利用状況についても、幌内線は本当にあふれるほど乗っておりま

す、席が足りないぐらい。でも、私も美園とかにもちょこっと乗るのですが、私1人の場合もあるし、大変利用が少ないなというふうには通るバスを見て思うのですけれども、そこらあたりも数的なものを出して、そして最初つくってくれ、そういうバスを利用するからということで、皆さん市民の要望にこたえてあそこを運行するようにしたのですけれども、実情に応じて本数を減らすとか、もっと利用の高い方にそれを回すとか、そういう融通性があっても私は市営バスですからいいのではないかなと、そういうふうに思います。

それから、二つ目の市民と行政との協働関係の構築についてというのは、係の方にお聞きしたら、広報とか、そういうものを使って周知徹底させるということなのですが、これは今の第3次というのは17年から21年までの5カ年なのですが、この出方が非常に遅いと思うのです。17、18、18ももうすぐ終わります。それで、ずっと項目を見ても、19年実施、18年実施は病院の給食実施、それから19年に公民館の無料とか免除、これも19年から実施するということなのですが、この提示の仕方が遅いなという感じ、また下水道料金の見直しも、19年というふうに出ているのです、実施が。その前は検討検討と書いてあって、実施となっていますけれども、ここらあたりがちょっと人事異動で変わったこともありますけれども、ちょっと遅いなと。17年ならばと17年の遅くても上半期ぐらいには、こういうものを継続してやっていることも多いのですが、提示していただいたらなと、私もそういう感想です。

それから、三つ目の道教委の再編なのですが、やはり今道議会で言われたように、大変70名の構成メンバーというのは、現場を余り知らない、教育長、校長、PTA、それからもう一つ社保と言いましたけれども、こういう方たちなので余り意見もきき出なかったのではないかなと思うのですが、その保護者の父母の意見とかも十分組み入れるためには、こういう現場の先生とか、それから父母の意見も十分に聞いていただきたいものだなと、そういうふうに思いました。この再編は、やはり数合わせのようなもので、よく言われていますけれども、行政もみんなそうですけれども、中央集権的、地方に任せる任せるとは言っても、都市に住んでいる人は大変恵まれていますけれども、田舎に住んでいる者、岩見沢の市長も何か市長さんに悪いのだけれども、やっぱり恵まれた環境にあることを、それから恵まれないところに住んでいる子供というのは、教育の機会均等ではないと。お金もないし、場所も悪いとなったら、高校行くのも断念するかということになりますので、そういう格差、道教委の方針というのは、都市中心のますます格差を生み出すような、数さえ合えばいいと。子供少なくなったら、学校も少なくして学級数も少なくして、そして道教委に出すお金も少なくて済むと、そういうようなことで考えられているような感じがします。

先ほどからこの教育の問題については、いろいろな方が質問されて、三笠の教育長、市長もそうですけれども、非常に前向きな姿勢でいらっしゃるということで、私も安心しましたけれども、そういうふうに三笠もこれから育っていく子供たちがいっぱいあります。どこにどういう資質を持った子がいるかわかりません。だから、そういう能力を十分生か

してあげられるような、そういう再編になるように、前は特別な普通科でない、そういうものは認めないという、学科転換ということは非常に認めることは厳しいというような答弁をしておりますが、そういうことでしなければ、本当に三笠高校は平成22年以降どうなるのかということが大変危惧されますので、私ども市民も頑張りますけれども、教育長さんや市長さん、ともに三笠の教育を守るということで頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 最初に、中央バスターミナルの件でございます。

私ども一番ありがたいのは、今の中央バスのターミナルが非常に老朽化していると。築45年、市役所より若干新しいというぐらいでして、そういう現状からして、私どもはあそこに引き続き建てかえていただくのが一番ありがたい話と、基本的にはそう思っています。ただ、先ほど部長言ったように、経営が少しずつ乗客が少なくなってきていると。これはもうどうしようもない現実問題としてあるということなのです。三笠の市民がもっとバスを利用していただければ、これはまだバスの本数も減便しなくて済むでしょうし、黒字であれば大いにターミナルも建てかえてくれということ声を大にして言えるということなのですけれども、これはやはり利用者が少ないという現実から、減ってきているという現実からすれば、なかなか声を大にしてそこまで要求できないのかなというふうには思っているところです。数年前のJRのときもそうなのですが、利用者が少ないということが一番私は問題になっていくだろうと思っておりますし、これからも非常に心配している部分です。ですから、極力市民の皆さんが大いに利用していただきたいという思いは持っております。そういった中でバスターミナルということになるわけですから、これは現在の老朽化したターミナルを壊して、その後にバスターミナルを再度ということは、なかなか基本的には難しいのかなと、乗客が減っているという中では。そうなってくると、どうしても新しいバスの待合所を、市民会館等々セットした形で、向こうにつくっていただくのが一番いいのかなという感じはしております。ただし、それもまだ交渉中です。交渉というのは、中央バスが今のバスターミナルを仮に撤去した場合に、その跡地をどうするのだと。いわゆる町の中心でございます。ぽっくり穴があくということは、これは私どもとしては避けたいというふうに基本的に思っております。ですから、そこを中央バスは撤去したいと、こういう話なのですが、我々としては撤去した後をどうするのだと。そのまま更地にして、はい、終わりましたでは、これでは非常に困ると、まちづくり上ということは申し上げております。その辺が解決できなければ、なかなか新しいバス停の話に移れないのかなというふうに思っております。ですから、そのバスターミナルの跡利用も含めて、今お話をしているという段階だということで、御理解賜りたいというふうに思っています。

なお、急にすぐあしたから壊すですとか、そういうことはまずないですから、あらかじめ何カ月後だとか一月後だとかというお話は、当然のごとく計画的にやっていかなければ

ならないわけですから、それはその時点で話が決まりましたら、いろんな方法で市民の周知は図ってまいりたいというふうに思っております。

そんなことで、跡利用等々も含めて、中央バスと折衝をしているということで、まだ折衝中ということで、ターミナルだけの問題ではないと、そういうふうに私ども思っておりますので、御理解賜りたいというふうに思っております。

それから、行財政改革大綱、17年から21年まで少し18年のこれは実際には3月ですから、せんだっての特別委員会で報告いたしましたけれども、遅いのではないかという御指摘がございました。これは、三笠市でも16年までの行革の大綱と推進計画はつくっておりました。17年度からすぐ新しいものをつくらなければならないと。16年度中につくらなければならないということで考えておったのですけれども、実は国の方から集中改革プラン、国の方針を示すので、それに基づいてつくりなさいということが、実際話がありました。その集中改革プランなるものが、我々に届いたのが、17年、昨年6月なのです。ですから、それに基づいてつくるということになりますので、それで少し作業がおくれたということで、御理解賜りたいと思います。いずれにしても、うちは16年でちょうど切れましたから、17年からということで、これは国の方針と時期は同じになりました。そんなことで、国がこれに基づいてということで、その改革プランの国の提示が多少遅かったものですから、それで我々も遅くなったということで、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 富樫教育長。

教育長（富樫繁樹氏） 高校問題でありますけれども、新しい指針が検討されて今決定して、道教委がいろんな作業をしております。それで、先ほどちょっとあれだったのですが、素案の段階で道が意見を聞いております。その一つの中に、道民に抽出してアンケート調査をしております。6万6,000人の道民に対してアンケート調査を実施して、5万2,000の回答がありましたということでございます。ただ、僕もこれ前回の意見で発表したのですけれども、6万6,000人しか道民アンケートを抽出しない。そして、さらに回答が5万2,000人ということになれば、全体道民の0.9%ですから、先生おっしゃるように、なかなか意見を聞いているのかなというようなことも申し上げました。それから、パブリックコメントということでパソコンについて等々で意見を求めています。これは全道134人、51団体からパブリックコメントの意見があって321件ということになっております。それから、意見を聞く会、全道19カ所で約1,490名参加しておりますが、このうち意見を言ったのが273名、これは素案の段階です。それから、さらに今度新たな案ということで説明会があって、これやった中で全道で1,446名の参加の中で、意見を言ったのが253名ということで、空知は先ほど次長言いましたように、65名の出席で意見を言ったのが10名と。ただし、その10名は5名が指定されております。私も含めて、どここの教育長さん、当日1番目、2番目、どここ

の校長先生、ということで、もう空知教育局で初めから指名されて、極論すると、しゃべる趣旨もちょっと教えてくれないかいと、事前にとりやうなやり方です。ですから、ほとんどもう聞くだけということですし、その中で意見を言ったのは、もう8割以上がすべてこのままではだめよと、この指針では北海道の高校はだめになってしまうのだから、もしくはその地元で一生懸命高校とともに高校を育ててきているのに、どうしてくれるのだということで、ほとんど反対意見しか出ません。賛成なんていうのは一切ありません。

そんなことで過ぎて、今回道議会の中でも、それぞれ議会の皆さんがこのままではだめだよと、勝手にしないで聞きなさいということですが、先ほど市長もちょっとお話ししたのですけれども、空知の今のところの日程は先ほど言いましたように、10月16日岩見沢で行われることになっておりますけれども、参加対象者も指定されております。行政関係者は各市町村の代表者1名、それから管内高等学校長の代表者2名、管内中学校長会の代表者2名、管内高等学校PTA連合会の代表者2名、管内中学校PTA連合会の代表者2名、一般の人でぜひ参加したい人が10名以内ということですから、全部で計算しても20名か30名の説明会ということで、結果的には参加者は各教育局が決定しますということですから、オープンで先生言っているように、例えば三笠の高校を中心として意見を言いたいという人が、道教委が来て意見を聞くとか、フリーで聞くということは全然ございません。こんなような状況になっております。

各市町村、それぞれ非常に悩んでおりますし、教育委員会も悩んでおりますのは、まだはっきりした案が出ていないということで、今回この指針には特例2間口、三笠高校は特例ではありません、40超えていますから。40以下の特例2間口の制度は完全に廃止されました。したがって、先ほど次長も思いも含めて言って、22年ごろと言っていますけれども、それもわかりませんが、22年ごろに出る前に、三笠高校が危ないのだから、みんなで反対運動しようやというときに、この特例2間口ないものですから、ここ数年御存じのように、四十二、三名で三笠高校推移していますから、ああ、三笠高校こんなことで将来だめになる可能性があるのなら、今からやらないわということになって、19年、来年の春に60切ったら、即その段階で募集停止かかりますので、その方が一番今心配だということで、全道的にも小さい過疎の高校を持っている市町村が、みんなここで大きな反対運動ができないと。絶対数でいきますと、札幌180万ですし、ずっと足すと、学校が残る都市、人口が多いものですから、やはり北海道の中では少ないところがみんな反対しているということで、その声もなかなか届きづらいのかなということでございます。そんなことも含めて、今のままなかなか残す、普通科を2間口として残すのは非常に厳しいと思いますし、市長も含めていろいろ指示があるわけですが、やはり先ほど先生言いましたように、学科転向が何とかでもできないのだろうか。ただ、学科を転科しても3間口以下だめだということですから、厳しいのですけれども、何かそういうことで、どういう形でもいいから突破口開いて、残す方法を考えてみたいと思いますし、いろんなことで、これから保護者なり市民に意見を聞く機会を持ちたいと思いますし、何とか

存続に向けて努力をしていきたいと思いをします。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、田中議員の質問を終わります。

次に、11番谷津議員、登壇質問願います。

（11番谷津邦夫氏 登壇）

11番（谷津邦夫氏） 第3回定例会に当たりまして、通告順に従いまして御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

一つ目に、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

やみ起債と言われて残高の一括返済による影響についてお伺いをいたします。

当市をはじめ、夕張、芦別、赤平、歌志内、上砂川の6市町が、旧産炭地域振興のため、国や道、6市町などで積み立てた空知産炭地域総合発展基金から、地方財政法に定められた起債によらない長期資金を借りていたこの問題は、国の強い指導のもと、早期是正のため、残高の一括返済との結論に至りました。旧産炭地独自の特殊財源として、道や6市町が新たに生み出したものであります。これまで手続上は道の承認を得て、長期借入れをしていたと伺っておりますが、市長は今日まで国や道との対応の中で、どのような評価をしているか、見解をいただきたいと思いをします。

また、当市は今月29日に11億3,000万円を一括返済するため、備荒資金や減債基金などを取り崩してその資金に充てることになっております。このことによって、将来に向けた新しい産業創出や住民のまちづくりへの取り組み等へ市民サービスの低下につながるか。また新産業事業として取り組んでいます唐松地区のバイオマス事業あるいは岡山地域のワンディ・スパス笠店の事業の展開に、発展基金の取り崩しに影響がないのか、見解をいただきたいと思いをします。

二つ目に財政問題についてお伺いをいたします。

国、道の指導の差異についてです。国が方針を決め、その方針に従って実際の仕事を市役所がすることも多いので、市民の目から見るとその仕事が市独自でしているものなのか、国にかわってしているものかよくわからないのが実態でございます。現在、地方自治を基本としながらも、十分でないところを国や道で補い、あるいは指導監督をするというように、国や道と責任を明確に分け合いながら運営されております。

先月、岩見沢ほか5市に会計検査院が入り、母子世帯の母親らに支給する児童扶養手当について検査を実施し、国のマニュアルに比べ緩いとの指摘で返還を求められております。さらに、冷凍倉庫の家屋評価についても、国の見解と差異が出ていると聞き及んでおります。実際には道内の多くの市もこれまで同様の方法をとっていたのではないかとお考えしております。当市に母子世帯の同様の件で会計検査院が入った場合、全く心配ないのか。また、指導の差異によって財政上にも影響を及ぼすと考えますが、見解をいただきたいと思いをします。

その2として自主財源確保対策についてであります。国との関係では、地方交付税改革によって、私的諮問機関の21世紀ビジョン懇談会では、地方が自由に歳出を決定する部

分については、現行の複雑な交付税の算定基準を抜本的に改め、だれでもわかるような算定基準に順次変えていくべきである。このため、平成19年度予算から人口と面積を基本として算定する新型交付税を導入することにすると明言をしております。このことが現実として実施されると、当市に与える影響ははかり知れず、地方交付税の大幅削減は市民の暮らしや福祉のためのサービスを大きく低下させることにつながってまいります。

そこでお尋ねいたしますが、自主財源確保対策の一環として、全国の自治体の中でも公共施設等への有料で広告事業の取り組みや、そしてネーミングライツの取り組みをし、増収の足しにしてありますが、当市でも検討してはいかがかと思いますが、見解をいただきたいと思えます。

三つ目に、協働のまちづくりについて、行政パートナー制度についてお伺いいたします。

全国的に行財政改革のため、新しい取り組みの先鞭を切っており有名になっております埼玉県志木市へ先月調査に行っていました。志木市役所に到着と同時に、入り口で早速年配者の担当係である総合窓口案内から親切な対応を受けました。聞いてみると、ここにいた2人は行政パートナー制度を活用している市民とのことでした。この制度は、市が行っている業務を市民団体やNPO組織に委託し、市民協力による活力と魅力あるまちづくりを進めているものであります。行政パートナーが提言するサービスの対価として、市税の一部を還元することにしてあります。有償ボランティアで当面1時間、1人当たり700円として、それに労災保険等の諸経費を加算した額を委託料としてあります。この契約内容については、パンフレットに詳細にわたって記載しておりますが、当市においても十分承知されていると思えますが、行財政改革の上からも、人件費などの行政コスト削減を図っていくためにも、十分検討に値すると考えておりますが、見解をいただきたいと思えます。

以上、3点にわたって申し上げましたので、御答弁をよろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） まず、やみ起債と称するという言葉遣いなので、私はもう納得するのですけれども、私は今でもやみ起債とは思っていないのですよ。というのは、御承知のように、私はこの問題が6月22日読売新聞に出て、初めてやみという言葉がどういう意味なのかということで調べさせていただきました。まさにやみですから、法に反するということですね。これが現実問題、三笠市がというよりも、いわゆる空知発展機構、これは会長さんが道の副知事でありますから、それと構成している私も5市1町とが貸し出し要綱を改正して、そして運用を図ってくるという合意のもとでやっているわけですから、当然そのことは長期にわたる借用という意味で理解しておりました。決して起債だというふうには思っておりません。

しかし、そのことがこの三笠市議会の中で、あるいは行政側で、その問題がどう考えてこられたのかということで、実は議事録を平成12年、13年の本会議での議論とそれが



ら委員会で議論されたことが出ておりました。見ました。その中でも、実はそういう可能性について言及している部分がありますけれども、議会全体としては市中銀行よりも高い金利なのに何で発展基金から借りなければならないのかと。実際問題としては、国から借りた起債は金利が非常に高いですから、それで安い金利に変えるために書きかえをしたという、そういう三笠市にとっては、負担をできるだけ減らすためにそういう措置をしたということについては、十分理解するわけですが、いずれにしてもそういう目的のためにやってきたというふうに理解しておりますから、私はやみ起債だというふうには思っておりません。

中央5紙を北海道新聞入れてみますと、やみ起債という表現していないのは2社ほどございました、新聞社の。許可を得ない長期貸出金という、あるいは借入金という言葉で表現しているのが新聞社では2社ほどありますけれども、あと括弧書きしてやみ起債とこういう表現いたしております。いずれにしても、今になっては総務省の見解としては、これは明らかに知事の許可を得ない起債ですよと言われてしまえば、私たちとしては答弁のしようがないわけがありますけれども、そういうことで、そのところ、だれの責任だとかかれの責任だと言っても本質の解決になりませんから、それはそちらに今後のいろいろな行政執行をしていく上での一つの反省点、あるいはということで押さえることとして、当面この自体をどう乗り切っていくのかということの方が重要だというふうな観点で5市1町は行動してきたと、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

あと残りについては暫時担当の方から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方から、今回備荒資金の取り崩しによってどんな影響があるのだということでございますけれども、この備荒資金の部分につきましては、行財政改革を推進して、市民の皆さんの協力を得ながら行革を進めた結果として、17年度末で15億7,700万円ほど残高があったということでございます。今回、一括償還に当たりましては、一般財源のほかに減債基金と備荒資金の償還の基金を取り崩しというふうに予定しております。それで、18年度の財政運営上については、今回、備荒資金の取り崩しをやることによって、そんな大きな影響にはなっておりません。それで、今後の財政運営という部分では、今回、備荒資金を取り崩すことによって、残高が約5億円程度の残高になりますので、そういった部分では今後地方財政対策がどのようになっていくのか。それによって、毎年の収支がどんなになっているかということが出てきますので、それについては、今後、国、道の地方財政対策の中で、当然判断をしなければなりません。いずれにしましても、私どものスタンスとしては、毎年毎年予算編成に当たっては、要するに収支がとれるような予算編成を目指しておりますので、当然のことながら行革を推進しながらやっていきたいと思っております。

そういった意味では、今、当面18年度、それから19年度、これから今国の方の概算要求が今出ていますので、そういった部分で来年度の予算編成の中で、また地方財政対策も明らかになっていくと思いますので、そんな部分ではそれらに向けた予算編成をやりたいと思っています。

それから、財政問題ということで、国、道の指導の差異ということでございます。お話のありました冷凍倉庫の部分、これは名古屋市の事例でありまして、家屋に対する固定資産税の賦課に当たりまして、一般倉庫と冷凍倉庫という区分がございますけれども、この課税に当たりまして一般倉庫ということで扱っていたということで、そういったことが全国的に問題が出てきたということでございます。これにつきましては、総務省の方では一定の見解を出してありまして、一応それぞれの主体的な目的、使用目的に応じた中で、それぞれの市町村が判断しなさいということになっています。固定資産税は市町村の税でございますので、これに対して国の方のそういった指導もありますけれども、道から直接の部分では指導がありませんので、国と道との指導の差異というのは、この冷凍倉庫の部分についてはございません。あとはそれぞれの市町村の課税の判断になってくるということでございます。

それで、三笠市の事例でございますけれども、三笠市はこれまでもこういった対象となるような倉庫ございませんので、そういった部分では課税はなかったということでございます。ただし、昨年、市内に1棟倉庫ができて、この部分については私どもそういう確認という部分ではできていませんでしたので、一応ほかの市町村と同じように一般倉庫ということで賦課をいたしました。しかし、今回こういった問題が出てきましたので、改めて精査しまして、一応その目的からいくと、この部分については冷凍倉庫に当たるということで、これは18年度からの課税でございますので、今年度その部分について修正をさせて、これは納税義務者の方にも事情をお話ししまして、御理解いただいて一応修正をさせていただきました。

児童扶養手当の分は、環境福祉部の方からお答えしたいと思っています。

それから、自主財源をふやすことについては、まず税収をふやすことが一番でございますけれども、実態としてなかなか人口減、それから高齢者が多くて、個々の所得が伸びていかないという実態がありますので、なかなかふえていかないということがあります。それで、市では企業誘致ということで今推進をしております。当然、企業誘致によりまして、人口あるいは建物等がふえれば、その部分の税収がふえてきますので、そういった面で一生懸命取り組んでいるところでございます。ことしの6月号の広報みかさでもイオンの出店の関係でお知らせしましたけれども、要するに例えばイオンの部分でありまして、建物ができたりそういった部分、あるいは雇用の面でそういった部分で税収が上がりますので、今後とも企業誘致等に向けて努力していきたいと思っています。今回、補正提案をしております温浴施設、この部分についても、そういった関連で何とかその市の税収を図っていきたくて考えています。

それから、新たな収入源という部分では、ただいまお話もありましたような広報等の広告あるいはネーミング等の部分もあります。これらについても、三笠の実態については、なかなかそういう企業等がありますけれども、一応導入するようなことで検討をしていきたいと思っております。

それから、今答弁漏れましたけれども、新産業創出の部分で、今回、私ども発展基金の新基金ということでは、新産業創造ということで温浴施設の部分と、それからバイオマスの部分で、一応今国、道と調整しながらお願いしています。基本的に、事業的にはこの部分は、今回、発展基金の新基金の事業に合致するということなものですから、そういった部分ではこれは取り崩しはできるものだと思っています。ただ、今の段階で、この発展基金の動きがありますけれども、いずれにしましても、今回この新基金の部分については、来年度これ取り崩し予定していますけれども、一応そういった部分では影響がなく取り崩しができるものだと、今のところ考えております。

それから、行政パートナーの関係でございます。志木市の例でお話しいただきましたけれども、税収だとか交付税が減少しても行政サービスをさらに向上させるという意味で、そういった行政パートナーをやっているということで、これはNPO等を利用してやっているみたいでございます。三笠市の現状としては、なかなかNPO等が十分に育っていない部分がありますので、そういった部分では今後はそういった育成も考えなければなりませんけれども、当面指定管理者なり、業務委託等を含めて、そういった部分でやっていきたいと思えます。ただ、制度としてはそういった部分ではやっておりませんが、例えば協働ルームだとか、そういうことをやっておりますし、それから現在広報の声の広報ということで吹き込み等をボランティアの方にやっていただいていますし、それから図書館でも読み聞かせボランティアというのがやっていただいています。そういった部分では、それも一つの行政のパートナーということでは言えるのかなと思っています。いずれにしましても、こういった部分では、今後とも検討はしていかなければならないと思っています。

それからまた、協働ルームの部分についても、一定の部分では行政と住民と協働のまちづくりという観点から、これからはいろんな部分では努めてきたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 児童扶養手当の関係でお答えしたいと思います。

本年5月に会計検査院が北海道の6市、室蘭、小樽、岩見沢、北見、深川、石狩に入りました。そこで会計検査院の指摘は、一定以上の所得がある親族と同居している母親が支給対象となるのはどうかということを審査した結果、国の方のマニュアルでは、母親本人の申立書や実態調査が必要なものに対して、道の指導は書類審査のみで判断していたと。ここで経過を含めてちょっとお話ししたいのですが、本来、平成14年8月以前、14年7月までは北海道で業務をしておりました。平成14年8月に権限移譲によって、道から市

に業務が移りました。この段階では平成11年8月13日に出しております受給資格者と扶養義務者との生計関係の判断についてということで、道の通知、これにより処理されていたと。平成15年6月に国の方では厚生労働省でマニュアルをつくりました。これを道は市町村に対して、事務連絡でマニュアルを配付したと。その時点で具体的に道から指導がなかったということで、従前どおりの取り扱いを進めてきたと。ところが、本州の方はこの国のマニュアルに基づいて業務を実施していたものですから、北海道の部分がすべて道の基準によりやっていた形で対応がおかしいのではないかということになって、今回の会計検査院のときに、6市で1億7,000万円ぐらい返還をとという情報が北海道新聞に掲載されております。

本市は、7月31日に道の方から、8月1日から国の基準に基づくようにしなさいということで、8月1日からは国に基づく形の対応をとってございます。で、8月1日以前で、今対象になっている方が4名おりました。その方々には事情を説明して了解をいただいたということでございます。その後は、道の方は事務上を含めて、何回か説明会を行っていますが、この取り扱いについては、まだ国の方から示されていないということもありまして、道の方でも一切市の方に回答はございません。市の実績の部分で、平成14年8月から市に事務が移った段階で、今回のみ該当する件数は今のところ8件でございます。支給年度集計ということで、14年度から18年度の7月まで、給付額が902万円ほどで、補助金が17年度以前は4分の3でした。18年度からは3分1に変わっていますので、補助金の額は614万4,000円。ただ、平成15年5月以前の分もかなり金額、250万円ほどありますので、その部分がどうなるか、その辺も今含めた額で言いましたので、その取り扱いは今度道からどういう形になってくるのか。ただ、市町村からいけば、道の指導に基づいてやってきたものが、一方的に市が悪いと言われても問題あるのではないかということで、今後道に対しても意見というのですか、おかしいということを持っていきたいというふうに考えております。

以上です

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 1点ずつ、質問させていただきます。

初め、いわゆるやみ起債と言われております問題ですが、これについても私も市長と同様の形でやみ起債だと思っております。それで、市長もきのうまでこの件について一括返済する。そして、私どもの議会としても、今日まで市民の皆さんや、あるいは職員、多くの皆さんに協力を得て備荒資金をためてきて、万が一のときに備えて安心していただけたわけですが、一気にその分野も含めて取り崩さざるを得ないと、非常にそういう意味では思いがけない事態に陥ったというふうに思っています。そういう中で、市長等の5市1町の運動で、それぞれ前向きな新聞報道しかわかりませんが、そういう方向に向くのかなという淡い期待をしております。

マスコミでも一部報道がどっちが本当かわからないような報道もされておりますが、市

長は明るい展望を持った5市1町の一体化とした運動の結果が出てきてくれるのかなというような期待はしておりますけれども、その辺もう少しその期待度も含めて聞かせてもらえばと思っています。

それとあわせて、先ほどちょっと触れましたけれども、新規の新産業創出の関係で、三笠で具体的にもう既に唐松地域ではバイオマス事業をことしから展開して、来年の4月1日にはいろんな意味でリサイクルをするための費用も含めた一定の自然に優しい事業として展開をすると。その辺は私どもも十分に理解をしながら、地域の皆さんにも協力を得て展開をしております。もう一方、岡山地域にワンディ・スパ三笠店の事業を展開するというので、それぞれ皆さん期待をしているわけですが、この今回の問題を含めて、本当にこの今後の展開の中で、今回は土地の更地化の整備についての予算化はしておりますけれども、新年度はインフラ整備、いわゆる道路やら上下水道もするわけですが、新年度の交付税がどうなってくるのか、当然交付税も期待しております、5,000万円くらい。そういう意味では、大変三位一体改革以来、さっぱりまだいまだに方向が交付税の方は見えてこない。先ほど部長は取り崩しはできると思う。そして、新年度にも予算措置できるでしょうと言っていますけれども、余り具体的話になっていくと、これから特別委員会設置して、市長も出席のもとに議論させてもらいたいと思いますので、具体的な数字の展開はいたしませんけれども、本当にこの2カ年計画の中で新年度も大丈夫かと、市長にそこだけ決意のほども聞いておきたいというふうに思っています。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） まず、この発展基金の問題が出てきてから今日まで、つまりきのうまで、本当に正直言って、どうなるかわからないという紆余曲折という以上に、視点がどんどん変わったりなんかしました。最初は、我々は当然の権利として、違法性のない借入してきておりますし、三笠市は御承知のように、平成12年と13年で約20億円近い金を借りたわけでありまして、それも10年間で毎年きちっとして払ってきて、そしてことしの18年度の予算にも約2億円を積んで、あと19年度以降5年間で全部払い終わると、そういうことでありましたから、突然こういう問題が出てきて、冗談ではないよと、我々が何でやみ起債だとか、あるいは一括償還しなければ起債を認めないというようなことはおかしいのではないということから、この問題は5市1町で出発したわけでありまして、そういう中から、しかし現実に交付税が18年度、今年度交付税を返さなかったら、総務省は起債を認めないということになれば、ことし予定していたすべての事業がとまってしまうというのが正直なところでございます、これを何とか乗り切らなければならない。そんなことで、5市1町でもいろいろ議論して、最終的には今月中に返そうと。各市町村は返すための財源を、それぞれ自分の町で最大限努力してみようということで、次の展開が始まったわけでありまして、おかげさんで三笠市は、備荒資金に約15億円ほど積んでおりましたから、その中からその他減債基金あるいはその他の何とか、今年度予算していた2億円のお金もございますから、それらを合わせながら11億円を何とか返

済するということによって、この事態を解決しようと、こういうふうにも私ども判断いたしましたわけです。

一方では、今回、国は北海道もそうでありまして、このそうした中で1市と1町が財政規模が非常に小さいものですから、借りたお金をやるということは、もう赤字決算をして、翌年度から財政再建団体にならなければならないという状況になったものですから、いろいろ5市1町と道との間で検討をしながら、この際は発展基金を取り崩すしか方法がないだろうというふうになったわけでありまして、そうなってきますと、今御指摘がありましたように、うちは新基金の方の45億円から新産業等で取り崩すことができるということで、既に経済産業省に行って適用する事業だということでオーケーいただきましたし、北海道の方でも経済部に行っていいのではないですか、発展機構の方にも行ってもこれなら大丈夫ですよということで、具体的に作業が始めてきたのが宙に浮いてしまうという結果がありまして、この新産業基金を使うという部分について5市1町の中で三笠市だけなものですから、ちょっとこの問題が解決するまで待ってくれと言いましたけれども、私どもとしては冗談でない。もう既に企業とはお互いに契約を結んで判こまで押して、議会でも説明申し上げている段階で、今さら使えないということになると、うちらは大変な約束不履行ということになって訴えられたらますます財政的に厳しくなるではないかというようなこともやりながら、経済産業省とやりとりはした。経済産業省も何とかこの問題は解決しなければならないということで、積極的に北海道の方にも働きかけてくれておりました。

そんな中で、しかし、新産業等についての新基金の45億円の方は、既に九州の三つの県、福岡、長崎、熊本、この三つの県はもう既に使ってしまったのです。むしろ旧基金の方も取り崩せないかというような問題がある。空知はまだ一つも使っていない。それから、釧路の方ももう既にコールマインの方とか、いろいろな事業で取り崩し始まっている。そして、取り崩し始まっていて、正規のルールにのっとっていた新基金を、空知だけ別な形でやるということは、これは許されないというのが経済産業省の理論でありまして、それではこの新基金の方は到底手をつけられないということで、今度次浮上してきたのは、その基盤整備を主に中心とする旧基金の50億9,000万円、こっちの方に手が回ってきた。手が回ってきたという言葉は表現が悪いですが、そちらの方を議論の対象にしたということで、実は昨日まで経済産業省、それから与党であります自民党、それから公明党の皆さん方のお力をいただきながら、昨夜の段階まで詰めてきたということで、先ほど行政報告の中でも申し上げましたけれども、ここ二、三日が最終的な山場ではないかというようなお話をいただきましたが、先ほど昼にちょっと情報が電話ですけれども、確定したかどうかわかりませんが、きょうじゅうに何とか解決しそうなニュースが出てきておりました。私のところに直接電話がございましたけれども、まだ最終的に大蔵省が首を縦に振っていないものですから、これはまだ確定とは言えないということですが、かなり二階大臣は谷垣財務大臣に対してアタックしている最中だとい

うことの情報がございました。

そんな状況で、私どもとしてはそういう旧基金の部分については取り崩しをして、上砂川あるいは歌志内、名前言ってしまいましたけれども、この二つの赤字再建団体になるのを何とかとめることができたのでは、これができれば何とか食いとめることができる。ただ、今後の財政運営は私どものまちも含めて、恐らくこれが財務省がオーケーということになると、一定の条件もつけられると思います。そういうことで、今後とも財政の厳しさは続くわけでありまして、たまたま私ども議会もそうなのでありますけれども、平成3年から平成17年まで約169億円、約170億円の金を節減してまいりました。一番多いのは何といても職員の協力をいただいた職員の削減でありまして、平成3年から17年までの間に130名減らしました。この効果額が59億円、これだけ行いまして、それからまた、今後も平成25年を目指して57名を減らして150名体制にやる予定にいたしております。また、その他臨時職員も削減いたしましたし、あるいはまた行政経費の削減、見直し等も含めまして、相当数を減らしてまいりました。いずれにしても今後ともそうしたことを含めながら、自立計画に基づいて進めていかなければならないだろうと、このように考えております。したがって、御心配なさっておりましたバイオマスの部分と、それから温浴施設の問題については今回は大丈夫だと。近々はっきりするだろうというふうに、私自身見通しを立てております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 時間が限りありますので、次に進みます。

2点目の財政問題で、2点あわせて質問したいと思っています。

その1点は、先ほど部長から話あった冷凍倉庫の関係、これについては今年度からたまたま1件の該当があったということで、これは修正で終わるからいいのかなというふうに思っています。

ただ、ちょっと気になっているのが、児童扶養手当にかかわる母親の支給なのですが、これ、ほかの6自治体の会計検査院が入ってこういう結論出て、対象になった6自治体は一斉に道の責任だということで、今反対運動していますよね。道が責任持てと。道の手落ちでないかということです。それで、三笠も今翻って話を聞きましたけれども、振り返ってみると、8件の該当があると。そして902万円、そのうちの補助が614万円何がしを道から助成してもらっていますよと、そういう結論ですよ。だから、もし実態として会計検査院が入ろうと入るまいと、今の前段の6市の結論いかんによっては、この614万円が返還をせざるを得ない形になるというふうに、前段の6市町の会計検査院が入ったことによって、全道の市の自治体を洗い直してそういう実態となった場合に、返還せざるを得ないと、そういう理解に立つのかどうか、まずそれが一つです。

それと、二つ目の自主財源の確保なのですが、先ほど藤浪議員も質問あったけれども、6億円に上る滞納、これが最大の自主財源なのです。それがまず何が何でもやっぱり回収

してほしいと思っています。ただ、私がお願いしているのは、企業誘致を中心に取り組むのはいいです。働く人の創出だとか経済効果ありますから、それはそれとして、新たに私が提案しているのは、いわゆる公共財産の活用をしてほしいということです。職員のコスト意識も一つの意識改革なのですけれども、公共施設という言い方ばかりでなくて、例えば市の広報に企業広告入れてもいいと思っています、お金取るということで。例えば税徴収するいろんな納付書しますね。それに広告入れて少しでも金もらった方がいいと思うのです。あるいはネーミングライツとって、例えば横浜ですけれども、横浜スタジアムが今日産スタジアムになっています。これ命名権を売るわけなのです。例えば三笠ドームでなくたっていいのです。イオンドームだっていいのです。そういう形でネーミングの命名権をこういうコマースで大企業に売ると、契約すると、そんなことも一つ可能だということなのです。だから、サンファームもそうです。先ほど言ったモダンアートミュージアムもそうです。例えば病院のエレベーターの中にも張ったっていいのです。そんなことで市の広報なんて、各市でいろんな形で一こま何点何センチ何ぼが10市ぐらい取り組んでいます。いろんな余分な仕事もふえるかもしれませんが、市の自主財源確保のために、こういうことも検討をしてはいかがですかということをご提案しておきますので、その辺もあわせて答弁をいただきたいと思っています。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 児童扶養手当の関係は、先ほどもちょっと言ったと思うのですが、具体的に道の方からほかの6市が入った後、各市町村にどれだけ給付費があるのか、その調査もまだ三笠市の方には来ておりません。今、お話ししたのは市の方で該当なればということで拾った数字を申し上げましたので、まだ国の方からどうすれこうすれという話はございませんし、道からもまだ一切ありません。最悪の場合を想定して、仮に会計検査院が指摘した場合に、国会報告するとすれば、同じようにやっているところも調査して報告するであろうという推定のもとで今考えていますけれども、今のところはまだ指示はありません。

それから、仮に返還になった場合には、先ほども言ったように、道の指導がまずかった部分がありますので、各市で連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 2点目の自主財源でございます。

これは先ほど総務部長が答弁したとおりでございます。検討いたしますと、そういう答弁をしております。これはこれから大いに検討してまいりたいというふうに思っています。なお、ことし予算がついておりますタウンガイド、これは広告料を取って店の紹介をするということで、これは既に皆さんに御説明済みというふうに思っております。あとの広報等々については、どれだけのものが取れるかは別にしまして、検討はしてまいりたい。ただ、効果の一番大きいのは、やはり工場等々の企業誘致の方が額的には大きいだろうというふうには思っております。そういったことを含めて、財政状況が大変苦しいとい



うことには変わらないわけですから、さらなる歳入の増加ということを目指して、頑張っ  
てまいりたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 一つ目の関係については、道の責任というふうに私も見ていま  
すので、道もそれほど冷たい態度をとらんと考えていますけれどもね。金のない中で、ま  
た償還すれなんていうことになりかねない事態に陥ると、私どものまちも大変だなとい  
う気がしていますので、このときにまたどんな指導があったのかも議会对応もしてほしい  
と思います。

それから、二つ目の自主財源の確保、これはあらゆる手を使って、いずれにしても歳入  
の増を見込むことを、これからの中でも当然ながら検討していかなければならないと思  
っています。いろんなことがあれば私も提案をしていきたいというふうに思っています  
ので、御検討をお願いしたいと思っています。

それから、3点目に入ります。

行政パートナー制度ですが、ここに至る経過というのはこのまちも市民と一緒にまち  
づくりをしようと、そこからスタートしているのです。それは話を聞けば聞くほど、う  
ちのまちと似ているなというところもあるし、やっぱり一歩進んで来たのだなというこ  
とも考えられます。

そういう中で、今回たまたま調査した志木市は、そういう意味では先端を走っている  
かなということで御提案をしたわけです。それで、私も第1回の定例会の中でも大綱質  
問で、この協働のまちづくりについていろいろと質疑をさせてもらいました。そのとき  
も、協働ルームを連町でそれぞれ説明をしながら、ぜひ一緒にまちづくりをしようと、  
そういうことで投げかけはしているのですが、なかなか各連合地域によっては温度差が  
あると。一緒になかなか進まない。それで、市長政策として、ことしはまちづくり推  
進事業ということで、100万円の助成制度をつくったよと。そういうことで、今各地  
域でその制度を活用した恐らく活動もしていると思いますが、その辺実態としてどの  
程度活用されているか、ちょっと聞かせてもらいたいなというふうに思っています。

それと、この行政のパートナーというのは、やはりこういう市民との共通点という  
か、市民とのそういう同じ視点に立たなければなかなか進まないということもある  
のですが、一歩行政がやっぱりリードをしているのです。その辺がこういう立派な  
パンフレット、後でこれ担当の方に差し上げますけれども、例えばNPO法人ばかり  
ではないのです。ボランティア団体もそうです。市民団体、活動団体にしても、い  
ろんな活動、先ほど言ったボランティアでいろんなことをやっている、そういう組  
織も市民活動組織として団体として、これはできるよと。例えば税の徴収でも  
そうです。その辺も一緒にやるならやってもいいよと。そういうところ、いろ  
んな市民というのは、選んでこういう業務なら私できるよと、そういうものが  
たくさんあるというふうに思っています。当然資格持っている方もおられます。  
そういう制度に趣旨に同意をできる市民というのは、自分みずからまちのた

めに一緒にやろうと、そういうことで参画をするというふうに言われております。実態としてもこういうこと進んでいるのです。そんなことで、今もう少しお話をさせてもらいたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたまちづくり推進事業について、どの程度活用しているか、聞かせてください。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） ことしの予算で協働のまちづくり推進事業補助金ということで、100万円ほど予算計上させていただいています。今の段階で連合町内会からの申請では、3団体、事業ベースでいきますと、60万円ぐらい程度の事業になりますけれども、補助金の決定額としては3団体に17万1,000円ほどの補助金の決定をしています。事業の中身なのですけれども、まずまちづくり推進ということで、植花、植樹、そういった部分でこの3団体をしていますので、あとはもう一つ、植花、植樹のほかに講演会、講習会ということもやりたいということですので来ていますので、一応現段階ではこの3団体について補助決定をしております。

もう一点、お話があります。これはまだ中身が詰まっておりますので、この部分については再度中身を詰めた中でもし適当であれば、それまた交付したいと思っておりますけれども、今現段階では3団体の方に決定をしております。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） という部長の答弁では、まだまだ市民的にみずから一緒にやるという団体というか、町内会はなかなか難しいです。たまたまこういう制度があるということも知られていないというか、中身がもっとわかれば取り組もうかなと思うけれども、町内会の団体の役員でさえ、まだなかなか理解できていないということがあります。それぐらいこういう形の運動というのは、長い時間がかかるなど、特にそう思います。

それで、先ほどちょっと申し上げましたが、行政で委託のできる市民組織あるいは先ほど言ったいろんな団体組織に委託のできる業務をまず上げなさいということなのです。その業務を抜粋して、先ほど言ったボランティアの方もいるかもしれないけれども、これは有償ボランティアです。税の還元です。そのことによって、みずから自分たちが家の中で趣味だとか特技だとかいろんな方々おられます。資格の持っている方たくさんおられます。そういう方々に700円が安いか高いか別です。これは最低保障賃金でも私はいいと思っておりますけれども、そういうふうな金の問題ではありません。そういうものを生かしたいという市民が非常に多いと、たまたま人口が6万7,000です、あるまちは。三笠市の一番ピーク時と同じですけれども、6万7,000の人口でした。

そういうことで行政のあげたいような業務、そこを市民が選択をする。そこに委託契約をすると、これが最低2年でしたかな。そういうことで市民の名前を登録をすると。だから、シルバー人材センター的かなという気もしたけれども、いろんな保障も含めてするものですから、一定の秘密的なものも一部生まれるということです。そういう意味では、業務の研修だとか、いろんな意味での一定の契約をするときに、そういうパートナーシップ

等の協定も結ばなければならないと、そういうふうになっております。

そういう中で私どものまちの中で、ちょっと見てみると、こういうことだったら私もできるなというようなものが生まれてくるというふうに思っています。実態にもう既にボランティアとしてやっていると思いますから、当然市でやらなければならない業務を委託しているわけですから、その辺の多くの業務のピックアップをすることから始まって進めていけば、市民参加、市民との一緒に協働のまちづくり、これは可能だと思っておりますので、ぜひこれからの先ほど言った行財政改革の一環としても、ぜひ検討してほしいと思っておりますし、ここの志木市にもし行けるのであれば、具体的な形で行って、職員の皆さんもぜひこういうものを研修してほしいなど、そういうふうに申し上げまして、提案をして私の質問を終わりたいと思っております。あればいただきます。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 今、視察の状況からお話を承りました。私どもといたしましても、これこういう制度的にはなっておりませんが、例えば除雪の有償ボランティア、こういうものが各町内にはある。それから先ほど話の出たすむぜですとかお話の会ですとか、そういうような無償のボランティア団体もある。または、イベントを手伝ってくれている市民団体、ボランティアチームもある。さらには山の遺産ですとか鉄道村なんかの再建等々を頑張ってくれているボランティア団体もあります。そして、その協働のまちづくり等々で今スタートしたばかりの、産声を上げたばかりのそういうものもある。いろんなそういう個々には取り組んでおります。ただ、それを全体のスキームとして一つの制度として運営できたらなお効率的ですとか、組織的にやっていけるのかなど、そういう思いで今聞いておりました。したがって、今のいろいろなお話等を参考にいたしまして、個々のやっているメリットもあるしデメリットあるでしょうし、効率的、組織的にやる場合のことも出てくるでしょうし、我が町にあったそういう組織等々はどのような方がいいのか、これはちょっと勉強させていただきたいというふうに思っておりますし、また今お話のありました委託という意味では、全庁的にどういう業務が委託できるかということ、今一生懸命各担当で所管で詰めていってもらっています。委託しなければ、職員が減っていきますから、業務が成り立たないということになりますので、そういうことも含めて、各ところで何が委託できるのかということ、今詰めている最中でございます。そういったことを等々含めて、全体的なスキームというものがどうあるべきかは、これは今の御意見も参考にしながら、勉強してまいりたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

次に、4番佐藤議員、登壇質問願います。

（4番佐藤孝治氏 登壇）

4番（佐藤孝治氏） 平成18年第3回定例会におきまして、通告に基づき質問をさせていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

公営住宅入居請書は、住宅に入居するときと3年ごとに更新して提出するように条例で

定められております。本年がこの更新の年であり、手続が行われましたが、このときに多くの市民の方から、手続が大変でもう少し簡単にできないものか相談を受けました。内容的には、連帯保証人の確保、保証人の所得の証明書、印鑑証明の添付、収入印紙を張るなどですが、これだけ高齢者が多い三笠にとって、まして少子高齢化、人口減少などで、自分の子供や身内の人が近くにいる人は少なく、連帯保証人の確保ができない人が多くおられると思われまます。これから先もふえると感じられます。

そこで、もう少し書類の簡素化はできないものでしょうか。簡単にできるものならば簡単にする。小さなことかもしれませんが、こういう優しさもまちづくりには必要かと私は思います。記載する部分が小さく、お年寄りの方々では書きにくいところもあります。

また、連帯保証人の責任はどこまで求められるのでしょうか。連帯保証人の制度が本当にうまく活用されているのなら、家賃の滞納もここまで大きな金額になっていないはずであります。連帯保証人のほかに緊急連絡先も書くようになっておりますので、緊急連絡先程度の制度にはできないものでしょうか、お伺いいたします。

また、市営住宅設置条例第11条に、市長は、入居決定者が高齢であること等により、連帯保証人の確保が困難であると認められるときは、前項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるとありますが、明確な基準はあるのでしょうか。

また、今までに実施例があるのか、お聞きいたします。

次に、住生活基本法が本年6月に成立し、その中でバリアフリーや耐震化などがうたわれており、量から質へと住宅建設を取り巻く社会的環境の変化で、住宅に対する考え方が変わってきております。三笠市におかれましても、公営住宅の建てかえが進められております。また、岡山方面は商業施設の進出で周りの住宅環境が大きく変わりました。地域格差はそのときの環境の変化で仕方ないのかもしれませんが、弥生や幾春別方面の人たちはこのまま自分たちは取り残されるのではないかと不安を感じております。空き家がふえると冬の除雪などいろいろな問題も出てきます。三笠市公営住宅再生マスタープランの中でも三笠地区への誘導、住みかえ促進による地区の縮小などの集約をうたっておりますが、バリアフリーや耐震化などを考えますと、これから先、ただ単に集約するのではなく、建てかえを視野に入れた集約を考えるべきではないでしょうか、行政の見解をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 佐藤議員にお答え申し上げます。

委員も既に御承知のとおり、私どもの三笠市市営住宅設置条例の第11条ということでございますけれども、入居が確定した場合には、10日以内に市長に、私ども請書と言っております、連帯保証人連署による請書提出するということが定められております。また、その中にはなかなか高齢等で連帯保証人が確保できないという方については、

保証人の連署というのを必要としないと、そういうことができますよと、市長はこういうふうに言っています。これは規則の方でも同じような規定がありまして定めておりまして、3年ごとに請書を更新しますよと。今の言ったように請書を提出しなければなりません。それから、言われたように印鑑証明書、それから連帯保証人の連署ということになりますし、こちらの方でも言葉としては連帯保証人免除申請書というのを出してもらって、市長に出して手続をすると、こういうふうに考えております。

そもそもこの目的はといいますと、当然その方が公営住宅で何か問題を起こすとかということがあれば、その場合に一緒に御心配いただくということ当然ありましょし、また今的に言いますと、やはり債務負担といいますか、公営住宅の使用料を滞納するような場合に、その方にもある意味責任を持っていただくと。そこで連帯保証人というのは、法的に言いますと、債務者と全く同じ責任を負うと、こういうふうに一般的には言われますので、当然のことながら、そういう滞納された場合については、私どもとしてはそういう所作を行っているということでございます。

そこでまず、御質問の書類が非常に煩雑だというお話でございます。これは私どももできるだけ枚数が少なくしてまとめた方がいいだろうということで、所管の方でいろいろ研究してやっていただいたのですが、その結果、字が小さくなったりなんなりと、あるいは書く欄が小さくなったりというようなことございまして、この辺については来年度に向けて各種申請書の見直しというのを、所管で既に気づいておりましたので、できる限り簡素化して見やすい書式にしてわかりやすいようにしようではないかということで、簡素化する書式について現在見直しを進めているということでございます。

それから、連署、印鑑証明書等については、省略できないかということでございますが、今ほど申し上げましたように、一つにはそういう例えば公営住宅を破損するとか、あるいは公営住宅内でいかがわしい何らかの行為がされるとかというような場合に、ぜひこの連帯保証人にもかかわっていただきたいということもございまして、また一方では、入居者が家賃の滞納なんかをしたときに、納付指導や場合によっては債務負担をしていただくと。それから入居者本人に対するそういったものの防止するための牽制というふうにも考えておまして、これは我々は必要だというふうに考えてございます。

本人確認が必要だということでもありますし、そういう何らかの法的措置、例えば滞納処分等を行って進めていくような場合に、間違いなくその方が連帯保証人なのかどうかというようなこともあります。そういう意味では、法的な根拠といいますか、そういった部分をしっかりさせておきたいということもありまして、印鑑証明書の添付をしていただいて、なおかつ連署をしていただいてお出しをいただくということで、その意味では請書といいますが、公営住宅の取り扱いの中では契約と同様というふうに考えてございますので、そういう意味ではびしっとそのような取り扱いが将来生じた場合に、心配ないようにしておきたいというふうに考えてございまして、ここは大事にしていきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

なお、逆に2回目の3年が来まして、連帯保証人の印鑑が捺印された場合に、それが同様な印鑑だというような場合は、省略してもいいのではないかとか、あるいは例えばそれに変わる方法として、これは私難しいと思いますが、健康保険証ですとか運転免許証の写しなどで何か取り扱えないかということについても検討してくれと、所管には言っております。ただ、今ほど申し上げましたように、きちっとした法的論拠を持つためには、やはり印鑑証明書が適当なのではないかというふうに、基本的に考えております。

それから、なかなか連帯保証人を見つけられないということで、連帯保証人を免除できないかというお話もあったかと思いますが、条例上で言っておりますのは高齢化などの理由で連帯保証人の確保が困難な場合と、こういうふうに言っております。先ほど実数はあるかというふうにお尋ねがございましたので、今、全体の中の3.2%ほど、45件ほどの方、これはどういうふうにお話をお聞きしても、なかなか見つからないというような場合、本当に特殊な場合でありまして、御近所づきあいも全くない、もちろん親類等も全くいないという方ですから、そういう方は極めて数は少ないだろうし、45件が多いのか少ないのかということになりましようけれども、私どもとしては極力お見つけいただくということを御努力いただくというのが、やはり1軒の家をお貸しするわけですから、そこに起きる各種の問題を、少しでも私どもとしても安全に担保したいというふうに考えなければならぬ。つまり貴重な市民の財産だというふうに考えれば、そのところはやっぱりしっかりしていかなければならないのではないかと。ただ、そういう場合でもまた書類をつくったりなんなりというのが大変だとか、なかなか目が見えないとか、字が書けないとかいろんな方がおられますので、ここは本当に我々の所管の窓口の人間が記載の仕方、それから説明書きをさらに渡してあげる。それから、場合によっては市外の方だということについては、附せんをつけてそこに必要なことを書いて、こういうふうにしてそのまま送ればわかるからねというふうにして、御理解をいただいて対応させていただいているというのが、今のところでございます。そういった御事情でどうしてもあるという方は、ぜひ私どもの窓口にも御相談いただければありがたいというふうに考えてございます。

それから、次の部分で弥生、幾春別ということでございました。弥生、幾春別の計画について建てかえというのが考えられないかということでありますが、今のところストック計画、いわゆるマスタープランを定めて、これによって事業を遂行しているという状況でございまして、この18年、19年で堤、若松が行われますけれども、その後計画では榊町に入ってまいりたいというふうに考えてございます。

榊町の計画で、今のところ平成30年で大体榊町の計画が遂行できるのかなというふうに考えておまして、今のところ直ちにほかの地域に手をつけるということはなかなかないと。と申しますのは、大体事業費ベースで単年度5億円から5億5,000万円というのが大体もう少ししますと入ってまいりまして、半分が交付金をいただいてもあと半分は起債ということになりまして、現状で言うと非常に厳しい状態。それに当然一般財源もかかりますので、市長のいわゆる自由に使える一般財源枠というのも限度もありまし

て、今の状況からいえば、これは実は市長の方からも早く進めて1年に1棟ずつぼんぼんぼんぼん建ててしまえないのかと。どうせ将来考えたらかかるお金なのだから、ぼんぼんやれというお話も以前にいただいたのですけれども、私どもの所管と財政の方でじっくり詰めさせていただいたのですが、それをやると、とてもどの領域でも難しいと。起債の領域でも、あるいは一般財源でも難しいということがありまして、現状のところでは、それでも3年で2棟ペースくらいで取り進めていこうということで、現在、計画を進めております。

一応、連帯保証人の先ほどの件で、ひとつ本当に機能しているのかと。機能していれば滞納もそんなにふえなかったはずだと、御指摘のとおりなのです。これは本当に苦しいところ率直に申し上げて認めなければならないと思いますけれども、やはり従来きちっと連帯保証人に対応できていなかったと、そんなこともあって、今後しっかりしていきたいということもあります。今はけさほどの質問でも申し上げようかと思いましたが、もし住宅の質問があればと思ったのですけれども、今連帯保証人にしっかり通知を申し上げて、連帯保証人からもしっかり指導をまずしてくれというようなことをやっておりますし、最後の段階では連帯保証人に請求するという行為までやっております。ただ、その間に大体多くの場合は、その御本人が支払いますという方向になってまいりますので、そういうことで現状進めているということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいま答弁をいただきまして、書類の簡素化は検討して進めていくという部分ですので、この点の方はよろしく願いいたします。とにかくお年寄りの多い三笠ですので、今回記載する部分が小さくて書きづらいということで、一番相談を受けたのは、保証人という部分で、はっきり言って現実的には隣近所の人たちが、私、あなたの保証人になってあげるから、あなた、私の保証人になってよとか、こういう感じで形式的な部分になっているところも、そういうふうに感じられましたので、本当にこの保証人というこの制度というのは、どこまで必要性があるのかなと。先ほど法的な部分でもやはり必要という形で言われましたけれども、もう一点だけ、私もまだ勉強不足かもわかりませんが、公営住宅法の中では、こういう部分というのは細かくうたわれていませんよね。ですから、特に収入印紙に関しましても、最初のときは契約という意味合いがあると思うのです、契約書ということで。でも、3年ごとに行われる更新というのは、契約の確認というか、新たな契約とは何か意味合いが違うのではないかと私なりに感じる部分があるので、この収入印紙という部分でも、更新のときというのは必要性があるのか、こういう部分で法的な何かがあるのか、教えていただきたいのですけれども、この1点だけ。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 請書に張る印紙ということですが、まずその前段で言わ

れました公営住宅に根拠がないのではないかと、こういうお話が一番、ないのではないかと  
いうか、どこにあるのだろうか、こういうことなのだろうかと思えますけれども、公  
営住宅法の中には、そういう具体的な規定については条例で定めなさいという規定があり  
まして、これは準則が当時示されておりまして、今、私どもの公営住宅条例で定めている  
全く同じと言っていいと思えますけれども、ああいう請書を3年ごとに出せとか、すべて  
決められております。ですから、3年ごとに新たな契約ということをも前提として公営住宅  
法が当時あって、その準則によってそういうふうにと定められていて、私たちそういう  
理解でございまして、これは、では今度は印紙税法の方ではどういうふうに取り扱われて  
るのかということになりますけれども、印紙税法の方では、現在、私ども債務の役務の提  
供ということだと思って整理していたのですけれども、ちょっと心配だったので一昨日私  
どもの者を税務署の方に行かせまして、きちっともう一回勉強してこいというふうにした  
しました。その結果、印紙税法第2条の規定で別表というのが定められておりまして、そ  
こにこういう場合は印紙を張らなければなりませんよというのがありまして、この場合、  
課税物件番号第13という中で、債務の保証に関する契約というふうにこれに間違いなく  
該当いたします。したがって、印紙は必要ですというふうにお話をいただきました。そう  
いう点で、専門家にあえて確認をさせていただいたということでございます。したがいま  
して、私どもとしてはそういう手続の際にお張りいただくというふうに取り扱うというこ  
とでございまして。

議長（扇谷知巳氏） 佐藤議員。

4番（佐藤孝治氏） ただいま答弁をいただいて、詳しく私なりにわかりました。とに  
かくこういう書類一つにしても、簡単にできる部分は簡単にしておいた方がお年寄りの方  
に関しては、お年寄りだけではないですよ。私たちにしても書類は簡単な方がいいので、  
簡単にできる部分があるのなら、少しでも簡単にさせていただきたいなと、こういう小  
さな優しさも必要でないかなと、私なりに感じます。

それと、幾春別、弥生方面の住宅に関しましても、とにかく財政が厳しいのは三笠は十  
分承知しております。しかし、三笠地区の方に集落していくといっても、幾春別、弥生方  
面に全く人がいなくなるということは考えられないような状況なので、国そのものが住  
生活基本法という部分で、住宅に対する考え方というものが量から質という部分に変わっ  
てきているので、これから先、どれだけ先になるか私もわかりませんが、そういう部  
分も考えていく必要性もあるのではないかなと感じますので、この辺だけは訴えておきま  
すので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問終わります。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、佐藤議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問はすべて終了しました。



議長（扇谷知巳氏） 日程の3 監報第3号、例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第3号例月出納検査報告については、報告済みとします。

#### 日程第4 報告第17号から報告第19号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 報告第17号から報告第19号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第17号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第18号総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第19号民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第17号から報告第19号までについては、報告済みとします。

#### 日程第5 報告第20号 まちづくり活性化調査特別委員会 報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 報告第20号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

高橋委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長高橋 守氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（高橋 守氏） まちづくり活性化調査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成18年第2回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。この委員会は、議長を除く全員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

8月23日開催の委員会では、空知産炭地域総合発展基金問題について、第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画の策定について、炭鉱資源を観光面とエネルギー面から再評価・活用したエコミュージアム調査について、新たな高校教育に関する指針について提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、空知産炭地域総合発展基金問題について調査を行い、主な質疑といたしまして、1、発展基金借入金の残高について、2、一括償還の方法と現在の情勢について、3、財政状況の今後の見通しについて、4、バイオマス構想推進事業及び温浴施設事業への影響についての質疑がありました。次に、第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画の策定については、主な質疑といたしまして、市民へのわかりやすい周知方法について質疑がありました。次に、炭鉱資源を観光面とエネルギー面から再評価・活用したエコミュージアム調査については、主な質疑をいたしまして、調査のスパンと将来の見通しについての質疑がございました。次に、新たな高校教育に関する指針については、主な質疑といたしまして、市内中学校からの三笠高校への進学率向上についての質疑がございました。

各委員の皆さんが御承知のとおり、各案件の質疑に対し、行政から一定の答弁がございましたことを御報告申し上げ、以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第20号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

#### 日程第6 報告第21号 三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の6 報告第21号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第21号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の専決処分について、報告いたします。

今回の専決処分は、老人保健法施行令等の一部を改正する政令が平成18年7月21日に公布、同年8月1日から施行され、現役並み所得者の自己負担割合を決める所得判定基準及び老年者の自己負担限度額等に係る課税判定基準の見直しによる経過措置が設けられました。

このことに伴い、同法施行令等に準拠している老人医療給付特別対策事業の助成対象者に対し、不利益を生じさせないため、本条例を平成18年8月1日付で改正する必要が生じたので、本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年8月1日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

報告第21号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

#### 日程第7 議案第46号 三笠市国民保護対策本部等条例の 制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 議案第46号三笠市国民保護対策本部等条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第46号三笠市国民保護対策本部等条例の制定について、提案説明申し上げます。

本条例は、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事務を行う、三笠市国民保護対策本部及び三笠市緊急処理事態対策本部の組織

に関し、必要な事項を定めるものであります。

施行期日は、平成18年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第46号三笠市国民保護対策本部等条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

#### 日程第8 議案第47号 三笠市災害等の減免等条例の一部 を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 議案第47号三笠市災害等の減免等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第47号三笠市災害等の減免等条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の制定及び身体障害者福祉法等の改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、居宅生活支援費及び施設訓練等支援費を障害福祉サービス費用利用者負担額に、居宅支援措置費用を障害福祉サービス措置費用利用者負担額に、入所措置費用を入所措置費用利用者負担額にそれぞれ名称を改めるものであります。

施行期日は、平成18年10月1日からとし、平成18年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第47号三笠市災害等の減免等条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

#### 日程第9 議案第48号 三笠市公立学校設置条例の一部を

## 改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 9 議案第 48 号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 48 号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、平成 15 年 2 月に三笠市立小学校・中学校適正配置審議会に対し、小学校・中学校の小規模化に伴う学校統廃合について諮問を行い、同年 9 月「幌内小学校の早い段階での統合が望まれる」との答申がなされており、児童の学力の維持向上・集団教育活動の充実等、適正規模での就学が望ましいとの見地から、本年 2 月の教育委員会において統合を決定し、地域説明会において保護者と地域住民の理解を得たことから、三笠市立幌内小学校を三笠市立三笠小学校に統合するため、必要な改正を行うものであります。

施行期日は、平成 19 年 4 月 1 日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 48 号三笠市公立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

## 日程第 10 議案第 49 号 三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 10 議案第 49 号三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 49 号三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、行財政改革の推進を図ることから、委員定数適正配置の見直しを行うこ

とに伴い、三笠市立小学校・中学校適正配置審議会委員の定数について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、現行の委員定数を15人以内から11人以内に変更するものであります。

施行期日は、平成18年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第49号三笠市立小学校・中学校適正配置審議会条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第11 議案第50号 三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定  
について

議長（扇谷知巳氏） 日程の11 議案第50号三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第50号三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の制定及び身体障害者福祉法等の改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、居宅支援を障害福祉サービスに名称を改めるものであります。

また、障害福祉サービス措置費の額及び老人入所費措置費の額についても、一定の改正を行うものであります。

施行期日は、平成18年10月1日からとし、平成18年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第50号三笠市居宅支援及び社会福祉施設入所措置費条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第12 議案第51号 三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の12 議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の制定及び健康保険法等の一部改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、障害児施設への利用契約制度の導入及び療養病床に入院する70歳以上の高齢者にかかわる食費と、居住費の見直し並びに入院にかかわる高額医療費の自己負担限度額の引き上げに伴い、三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例並びに三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正し、規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成18年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第51号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第13 議案第52号 三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の13 議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法及び老人保健法の一部改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、療養病床に入院する70歳以上の高齢者にかかわる食費と居住費の見直し及び現役並み所得者の一部負担金割合の見直しに伴い、規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成18年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第52号三笠市老人医療費条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第14 議案第53号 三笠市国民健康保険条例の一部  
を改正する条例の制定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の14 議案第53号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第53号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、国の医療制度改革に伴い、健康保険法等の一部改正により、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、安心して子供を産み育てやすい環境を推進するため、出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げるとともに、療養病床に入院する70歳以上の高齢者にかかわる食費と居住費の見直し及び高額医療費共同事業が、平成18年度から平成21年度まで継続されることにより、一般被保険者にかかわる基礎賦課総額の算定基準を見直すことに伴い、規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成18年10月1日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。



ます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第53号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

#### 日程第15 議案第54号 三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の15 議案第54号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第54号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の一部改正により、新たなサービス体系の確立及び予防重視型システムへの転換等に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、高齢者が可能な限り住みなれた地域での生活を継続できるよう、そのまちに住んでいる住民に提供される地域密着型介護サービスの創設や、予防重視型システムへの転換により、居宅支援などの用語を介護予防に変更するものであります。

施行期日は、平成18年10月1日からとし、平成18年4月1日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第54号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

#### 日程第16 議案第55号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の１６ 議案第５５号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第５５号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、消防組織法の一部が改正されたことにより、引用条項の整理を行うものであります。

施行期日は、平成１８年１０月１日からとし、平成１８年６月１４日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第５５号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託いたします。

#### 日程第１７ 議案第５６号、議案第５７号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の１７ 議案第５６号、議案第５７号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第５６号三笠市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５７号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、以上一括して提案説明申し上げます。

今回の改正は、勤労青少年ホーム及び運動公園並びに有料体育施設について、平成１９年度より管理を指定管理者に行わせることができるよう、改正するものであります。

施行期日は、平成１９年４月１日であります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第５６号三笠市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例の制定に

についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第57号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、議案第56号、議案第57号についての質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第56号、議案第57号については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第18 議案第58号 平成18年度三笠市一般会計補正予算(第2回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の18 議案第58号平成18年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第58号平成18年度三笠市一般会計補正予算(第2回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額100億2,701万5,000円に9億1,505万4,000円を追加し、予算の総額を109億4,206万9,000円とするものであります。

補正の内容は、平成12年度、13年度、16年度、17年度の空知産炭地域総合発展基金からの借入金は、基金の運用要領に基づき借り入れたものではありませんが、北海道知事の起債許可を受けずに借り入れた不適切な処理と指摘されたことから、早急にこれを是正することとして、一括繰上償還するための補正を行うものであります。

予算措置の内容として、総務費では、従来、財産管理費から償還を行っていましたが、これを公債費から支払うため全額減額するものであります。

一方、公債費においては、一括繰上償還額を措置し、その財源対応は、当初予算で措置した一般財源と貸付金利子の特定財源を充当後、減債基金を5,000万円取り崩すほか、備荒資金組合超過納付金の取り崩しにより、対応するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号については、13人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第58号については、13人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いてお諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員13名を指定したいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました13人の議員を、特別委員会委員に選任することに決定しました。

#### 日程第19 議案第59号 平成18年度三笠市一般会計補正予算(第3回)について

議長(扇谷知巳氏) 日程の19 議案第59号平成18年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第59号平成18年度三笠市一般会計補正予算(第3回)について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額109億4,206万9,000円から3億3,180万9,000円を減額し、予算の総額を106億1,026万円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費ではサンファーム用地を温浴施設開発地として貸し付ける土地貸付収入を、今後の第2工業団地周辺地域の展開に備え、備荒資金組合への超過納付するほか、当初予算において、この発展基金借入金の定時償還財源として、土地開発公社からの貸付金4億円の返還を受け、充当分を除いた残額を備荒資金組合超過納付金として積み立てる予定でありましたが、第2回補正により発展基金借入金一括償還整理を実施するため、これを中止するものであります。

民生費では、国道支出金の前年度超過交付金について、精算還付を行うものであります。

衛生費では、幌内金谷共同浴場のろ過機が故障したため、その修繕費を措置するものがあります。

農林水産業費では、振興開発構想に基づく温浴施設誘致に当たり、支障となる施設の撤去費等を設置するものであります。

商工費では、工業団地配水管の漏水修理のほか、倉庫業 1 件とアパート 1 件分の商工業等元気支援補助金を措置するものであります。

土木費では、空知産炭地域総合発展基金借入金の償還額を公債費に含める取り扱いになったことから、実質公債費比率が 25% を超え、今年度の一般単独整備事業債の発行が制限され、当初予算計上していた幹線流末排水整備事業の財源が確保されないため、事業を中止するものであります。

一方、歳入であります。歳出関連の特定財源収入 3 億 6,399 万 8,000 円を減額するほか、国道支出金の前年度精算交付分と、前年度繰越金の一部を含めた一般財源収入 3,218 万 9,000 円を計上するものであります。

次に、地方債であります。幹線流末排水整備事業分を、廃止するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 59 号平成 18 年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

#### 日程第 20 議案第 60 号 平成 18 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 20 議案第 60 号平成 18 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 60 号平成 18 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額 19 億 6,484 万 9,000 円に、1 億 2,258 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 20 億 8,743 万 8,000 円とするものであります。

まず、歳出であります。国の医療制度改革により、国民健康保険料の平準化及び財政の安定化を図るために、保険財政共同安定化事業が新設され、一般被保険者 1 件当たり 3

0万円以上80万円未満の医療費を対象とした、保険財政共同安定化事業拠出金8,084万3,000円を計上するとともに、平成17年度の国民健康保険事業の確定に伴い、国庫支出金に精算還付金が生じたため、634万8,000円を増額し、歳入歳出における余剰金3,539万8,000円を基金積立金に計上するものであります。

一方、歳入であります。保険財政共同安定化事業交付金を交付基準により8,084万3,000円を計上するほか、前年度精算交付となりました療養給付費等交付金633万円を増額し、前年度繰越金3,541万6,000円を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第60号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

#### 日程第21 議案第61号 平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算について

議長（扇谷知巳氏） 日程の18 議案第61号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第61号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額に12億2,508万3,000円に2,151万5,000円を追加し、予算の総額を12億4,659万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。平成17年度に超過交付となりました支払基金交付金、国道支出金、合わせて1,580万3,000円をそれぞれ還付するものであります。

また、平成17年度の実質剰余金571万2,000円については、今後の保険運営の対応を財源として、介護給付費準備基金へ積み立てを行うものであります。

この積み立てにより、平成18年度末の介護給付費準備基金残高は、1,710万円の見込みであります。

一方、歳入であります。平成17年度繰越金2,151万5,000円を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

ます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第61号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

#### 日程第22 議案第62号 平成18年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の22 議案第62号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第62号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、主要道道岩見沢三笠線盤の沢橋かけかえ工事に伴う、建設改良事業費ついて補正を行うものであります。

資本的支出であります。建設改良費として、工事請負費50万円、添架負担金50万円を増額し、資本的支出の総額を2億8,426万8,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億6,146万8,000円となり、これに伴う補てん財源として当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第62号平成18年度三笠市水道事業会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

#### 日程第23 議案第63号 土地の取得について

議長（扇谷知巳氏） 日程の23 議案第63号土地の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第63号土地の取得について、提案説明申し上げます。

今回の土地取得は、振興開発構想に沿った地区であり、市が供用済みの土地となっているサンファーム三笠用地の一部について、取得を進めるものであります。

取得地の所在は、三笠市岡山1042番地の1ほかで、取得面積は7,197.35平方メートル、取得金額が3,262万8,000円であります。

以上のとおり、予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産の取得となりますので、「三笠市議会の議決に付する契約及び財産の取得又は、処分条例」第3条の規定により提案いたしますものであります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第63号土地の所得については、総務常任委員会に付託します。

#### 日程第24 議案第64号 市道路線の認定について

議長(扇谷知巳氏) 日程の24 議案第64号市道路線の認定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第64号市道路線の認定について、提案説明申し上げます。

今回の市道路線の認定につきましては1路線であります。

その内容は、利用者の利便性の向上を図ることを目的とし、道道三笠栗山線と国道12号及び国道附帯駐車場並びに道の駅サンファーム三笠、温浴施設などの各施設を有機的に結ぶ路線として、当該区間を新岡山3号線とし、新たに市道路線に認定するものであります。

なお、今回の認定路線の延長は、254.58メートルであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。



ただいま議題となっております議案第64号市道路線の認定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第25 議案第66号 三笠市議会委員会条例の一部を  
改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の25 議案第66号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第66号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決されました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時59分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時20分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第26 議案第58号について（委報第5号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の26 委報第5号、議案第58号についてを議題とします。

本件は、さきの本会議において、一般会計補正予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

(一般会計補正予算審査特別委員会委員長猿田重夫氏 登壇)

一般会計補正予算審査特別委員会委員長(猿田重夫氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第58号の補正予算案件1件であり、以下御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり委員会審査を行っておりますので、省略をさせていただき、審査の結果についてののみを御報告とさせていただきますので、御了承賜りたいと思います。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

「議案第58号平成18年度三笠市一般会計補正予算について」は、特段の討論もなく原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第58号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第58号平成18年度三笠市一般会計補正予算については、一般会計補正予算審査特別委員長報告のとおり原案可決されました。

## 休 会 の 議 決

議長(扇谷知巳氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明9月23日から9月28日まで6日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

9月23日から9月28日まで6日間休会することに決定しました。  
以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

#### 散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これもちまして散会します。  
御苦労さまでした。

散会 午後 5時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員